令和5年第3回定例会決算特別委員会(総務委員会所管)会議録

令和5年9月8日 10時00分~15時12分 全員協議会室

出席者氏名

後藤	敦志	委員	長	加藤	勉副][委員	長
金剛寺	身 博	委	員	伊藤	悦子	委	員
村井	将重	委	員	櫻井	速人	委	員
札野	章俊	委	員	大野る	みどり	委	員
久米原	原孝子	委	員	山宮智	留美子	委	員
石嶋	照幸	委	員	山村	尚	委	員
岡部	賢士	委	員	山崎	孝一	委	員
後藤	光秀	委	員	椎塚	俊裕	委	員
大竹	昇	委	員	杉野	五郎	委	員
鴻巣	義則	委	員	大野誌	成一郎	委	員

オブザーバー

油原信義議長

寺田 寿夫 議 員

執行部説明者

市長	萩原 勇	副 市 長	木村	博貴
総合政策部長	岡田 明子	総務部長	大貫	勝彦
議会事務局長	足立 典生	総合政策部次長兼企画課長	岡野	功
総務部次長	梁取 忍	危機管理監	柏崎	治正
会計管理者	永井 悟	秘書広聴課長	青木	誉
デジタル都市推進課長	栗山 哲也	まちの魅力創造課長	廣田	裕一
防災安全課長	関口 道治	人事行政課長	藤平	浩貴
財 政 課 長	富塚 祐二	税務課長	森下	健史
納税課長	松本 博美	管 財 課 長	平野	総雄
管 財 課 長	生井 利幸	会 計 課 長	関口	容子
議会事務局課長	伊藤 正晶	監査委員事務局長	湯原	秀一
秘書広聴課長補佐	広瀬 雅巳(連絡員)	財政課長補佐	木村	敦(連絡員)

事 務 局

課 長 補 佐 清宮 恒之

議 題

議案第15号 令和4年度龍ケ崎市一般会計歳入歳出決算(総務委員会所管事項)

後藤委員長

皆さんおはようございます。

本日、現時点では傍聴の申出がございませんが、会議中に傍聴の申出があった場合は、 これを許可いたしたいと思います。

これより決算特別委員会を開会いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 15号から議案第21号までの令和4年度各会計歳入歳出決算7案件であります。

ここで委員長から、決算特別委員会の運営に当たり一言申し上げます。

決算特別委員会においては、関連質疑は認めない、詳細な数字または過去数年に渡る資料を必要とする際は、事前に執行部と調整を行うと申合せがされておりますので、よろしくお願いいたします。

また、質疑は一問一答で行いますので、挙手をして、該当のページ、事業名をお知らせいただき、簡潔明瞭な質疑をお願いいたします。さらに答弁者におかれましても、発言の際には、質問内容に対して、的確な答弁をされますようお願いいたします

なお、本日は総務委員会の所管事項を、11日は文教福祉委員会の所管事項を、12日は都市経済委員会の所管事項について説明と質疑を行いまして、質疑終結後、討論・採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第15号から議案第21号まで、以上7案件を一括議題といたします。

まず、令和4年度各会計歳入歳出決算の概要につきまして、永井会計管理者より説明を お願いいたします。

永井会計管理者。

永井会計管理者

それでは、私のほうから令和4年度龍ケ崎市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の 概要についてご説明いたします。

お手元の決算書、1ページをお開きください。

令和4年度一般特別会計歳入歳出決算総括表になります。

はじめに、一般会計についてです。

歳入及び歳出予算額321億1,883万5,677円に対し、歳入決算額は313億8,260万1,782円で、 予算額に対する収入率は97.71%です。歳出決算額は294億1,031万6,680円で、予算額に対 する執行率は91.57%となっております。歳入歳出差引額の19億7,528万5,102円につきま しては翌年度へ繰り越すことになります。

なお、備考欄に記載のとおり、歳入歳出予算額につきましては、令和3年度からの継続 費掲示繰越額6億7,079万2,000円、繰越明許費繰越額10億8,402万9,000円及び事故繰越し 繰越額4,542万7,677円が含まれております。

次に、国民健康保険事業特別会計です。歳入及び歳出予算額73億4,395万3,000円に対し、 歳入決算額69億9,539万455円、予算額に対する収入率は95.25%でございます。歳出決算 額は69億6,494万9,080円で、予算額に対する執行率は94.84%となっております。歳入歳 出差引額の3,044万1,374円につきましては、翌年度へ繰り越すことになります。

次に、介護保険事業特別会計です。歳入及び歳出予算額58億9,289万7,000円に対し、歳 入決算額58億6,199万9,035円、予算額に対する収入率は99.48%です。歳出決算額は57億 2,904万9,289円で、予算額に対する執行率は97.22%となっております。歳入歳出差引額 の1億3,294万9,746円につきましては、翌年度へ繰り越すことになります。

次に、障がい児支援サービス事業特別会計です。歳入及び歳出予算額8,038万円に対し、 歳入決算額7,868万4,186円、予算額に対する収入率は97.89%です。歳出決算額は歳入決 算額と同額となりますことから、執行率は収入率と同率となっております。

なお、翌年度への繰越額はございません。

次に、後期高齢者医療事業特別会計です。歳入及び歳出予算額18億734万2,000円に対し、

歳入決算額18億110万1,992円、予算額に対する収入率は99.65%です。歳出決算額は17億9,821万6,192円で、予算額に対する執行率は99.50%となっております。歳入歳出差引金額の288万5,800円につきましては、翌年度へ繰り越すことになります。

次に、介護サービス事業特別会計です。歳入及び歳出予算額1,350万7,000円に対し、歳 入決算額1,304万8,197円、予算額に対する収入率は96.6%です。歳出決算額は歳入決算額 と同額となりますことから、執行率は収入率と同率となっております。

なお、翌年度への繰越額はございません。

2ページをお開きください。

最後に、総合計になります。歳入及び歳出予算額472億5,691万4,677円に対しまして、 歳入決算額が461億3,282万5,647円で、予算額に対する収入率は97.62%です。歳出決算額 は439億9,426万3,624円で、予算額に対する執行率は93.10%となっております。歳入歳出 差引額の21億3,856万2,023円につきましては、翌年度へ繰り越すこととなります。

概要の説明は以上でございます。

後藤委員長

ありがとうございました。

続きまして、総務委員会所管事項について説明と質疑を行います。

それでは、議案の審査に入ります。議案第15号 令和4年度龍ケ崎市一般会計歳入歳出 決算の総務委員会所管事項についてご説明願います。

大貫総務部長。

大貫総務部長

それでは、令和4年度龍ケ崎市一般会計歳入歳出決算の総務部所管事項について、説明 をいたします。

まず、はじめに、全般的な決算の特徴について、若干申し上げたいと思います。

決算書233ページをお開きください。

先ほど会計管理者からもございましたけれども、歳入総額が約313億8,260万円、歳出総額が約294億1,031万円となっております。令和3年度決算と比較いたしますと、歳出決算規模は約6億3,778万円増となっておりまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や、生活困窮世帯、子育て世帯に対する給付金事業、さらには原油価格・物価高騰対策事業の実施もありまして、決算規模は依然として膨らんだ状況でございます。

収支につきまして、歳入歳出差引額が約19億7,228万円となっておりまして、ここから翌年度に繰り越すべき財源、1億8,698万8,000円を差し引いた実質収支額は約17億8,530万円の黒字となっております。実質単年度収支は赤字となっておりますけれども、こちらにつきましては、令和3年度の実質収支が26億円超と国の財政支援などによりまして、かつてない規模であったことが要因となっております。

令和4年度は、この財源を活用いたしまして、今後本格化する大型事業への対応や、物価高騰の長期化を見据え、財政調整基金に2億円、公共施設維持整備基金に4億円、義務教育施設整備基金に3億円などの積立を行った上で、実質収支は高い水準を確保し、堅調な決算となっている状況でございます。

それでは、総務部所管事項の説明に移ります。

はじめに、歳入でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

市税の全般的な状況を申し上げます。総額で約101億9,717万円、前年度対比で1億1,738万円、1.16%の増収を確保しております。滞納繰越分につきましては、各所に出てまいりますけれども、令和3年度につきましては、コロナ禍に係る徴収猶予分の収入約2,133万円の収入があったことや、県租税債権管理機構の移管分の収入が令和4年度は前年度対比で約1,978万円の減収となったことで、各費目におきまして、滞納繰越分は収入

額、収入率も大幅な減収となっております。

10ページ中段の軽自動車税でございます。環境性能割現年課税分でございます。令和4年度の決算額が1,105万6,700円となっておりますけれども、こちらにつきましては、令和3年12月までは軽減措置がありましたことから、前年度対比で504万2,000円、83.8%の増となります。

続きまして、14ページでございます。

14ページ中ほどよりやや下、地方交付税です。1番の普通交付税につきましては、36億1,584万7,000円でございまして、前年度対比で3,172万3,000円、0.9%の増でございます。こちらにつきましては、国の補正予算に伴う地方負担増に対する財源措置がございまして、1億2,985万2,000円の追加交付があったことから増額となっております。2番目の特別交付税につきましては、前年度対比で115万4,000円、0.2%の増です。3番目の震災復興特別交付税でございますけれども、前年度対比で5万9,000円、3,3%でございます。

なお、国の集中復興期間が令和4年度で終了となるため、令和5年度以降については科 目設定のみとなっているところでございます。

次に、飛びまして、36ページをお願いいたします。

36ページ中段、財産売払収入の不動産売払収入でございます。土地売払収入といたしまして、1億8,622万6,000円となり、前年度対比で1億8,442万9,309円の大幅増となっております。こちらにつきましては、白羽4丁目の物件、約9,000平米を1億7,500万円、奈戸岡の物件、約1,258平米につきまして、1,100万円で売払いを行ったことなどから、大幅な増となったところでございます。

続きまして、38ページの一番上でございます。

一般会計繰越金でございます。先ほども触れましたけれども、26億2,898万3,843円と前年度対比で15億8,696万9,072円と大幅増となっております。こちらにつきましては、市税の減収が微減に留まり、地方交付税や地方消費税交付金等の一般財源が上振れしたこと、新型コロナウイルス感染症対策の財源が国の交付金等で確保されたことが主な要因でございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

真ん中よりやや下、契約辞退違約金789万7,000円でございます。こちらは先ほど触れました白羽4丁目の1回目の入札におきまして、落札者が契約を辞退したことから、地方自治法の規定に基づき、入札保証金を没収したものでございます。その後改めて入札を行い、先ほどの売却となったようなところでございます。

続きまして、46ページでございます。

中ほど臨時財政対策債でございます。こちらは地方交付税の増額に伴い、前年度比で9億463万6,000円、70.9%の大幅減となったことでございます。

歳入の一番最後でございます。

自動車取得税交付金でございます。これは日野自動車株式会社の排出ガス燃費性能試験 の不正行為に伴い、既に税制優遇を受けた車両の納税不足に対し、メーカーからの追加徴 収がありましたので、これを受けての交付金となります。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、歳出でございます。

49、50ページからお願いいたします。

まず、職員給与費と会計年度任用職員給与費でございますけれども、これは各会計、各 費目に計上しておりますので、個別の説明は割愛させていただき総数を申し上げます。

まず、職員給与費は令和5年3月の支給対象者が一般会計で383名、特別会計で48名、 合計で431名で、前年度対比で2名増です。これは早期退職者の発生などにより、令和4 年10月採用を行ったことなどによるものでございます。

給与費でございます。令和4年度の支出総額は一般会計で約32億9,070万円、特別会計で3億7,954万円、合計で約36億7,025万円で、前年度対比約3,376万円の減となっており

ます。主な要因といたしましては、令和3年度の人事院勧告で、期末手当が0.15か月減額となりましたけれども、実際の減額措置が令和4年6月に実施いたしましたことなどにより、令和4年度は2か年分の0.3か月の減額となったことなどによるものでございます。

次に、会計年度任用職員給与費です。令和5年3月の支給対象者が一般会計で300名、特別会計で29名、合計329名で前年対比8名増でございます。こちらは、マイナンバーカードの普及促進に加え、コロナ関連の生活困窮者、子育て世帯対策、物価高騰対策などによりに、類似の交付金事業を実施いたしましたことから、それに対応する増員でございます。

支出総額でございます。一般会計で6億5,456万円、特別会計で8,143万円、合計で約7億3,599万円でございます。前年度対比約2,303万円の増となります。主な要因としましては、人数の増に加え、会計年度職員報酬の基礎となる若年層の給与表改定によるものでございます。

続いて、54ページをお開きください。

一番上のコンプライアンス推進事業でございます。令和4年新規事業となります。報酬は公益通報審査会の会議の際の委員さんの報酬でございまして、旅費は同会議出席時の交通費でございます。委託料につきましては、弁護士資格を有する第三者による公益通報相談窓口の業務委託と全職員に対しまして、公益通報制度の理解及び法令遵守意識を高めるための研修を実施した際の委託料でございます。

続きまして、56ページでございます。

一番下から2番目、入札等監視委員会でございます。こちらも令和4年度新規事業となります。これは、入札及び契約の過程並びに契約の内容を審議し、その透明性と公平性の確保を図るために設置した龍ケ崎市入札等監視委員会に係る費用でございます。会議を2回開催し、11月に開催いたしました第2回の会議では、令和4年度上半期執行案件の報告と抽出案件に関する審議を行いました。これらの委員会に出席した委員さんへの報酬及び交通費相当の費用弁償でございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

一番下、財政事務費でございます。新財務会計システムの導入関連などによりまして、前年度対比約815万円の増となっております。使用料及び賃借料につきましては、財務会計システムの賃借料が572万円、行政実務解説検索システムが32万4,720円でございます。財務会計システムの572万円のうち、新財務会計システムに係る利用料は123万2,000円となっております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

中ほど、公共施設再編成事業でございます。本年度の機構改革により企画課の再生戦略グループが総務部管財課の所管となっております。委託料につきましては、総合管理計画作成のための市民アンケート調査関連経費127万円、旧城南中学校の跡地利用に係る不動産鑑定評価、境界確定などで276万円、これらの実施により、前年度対比で約423万円の増となっております。

続きまして、82ページをお願いいたします。

一番上、公共施設維持整備基金でございます。先ほどご説明いたしましたように、土地 売払収入を原資とした積立てが約1億8,779万円、そのほか決算剰余金処分として2億 2,500万円などを積み立てたもので、4億1,339万4,453円と、前年度対比で約3億9,561万 円の増となったところでございます。

続きまして、154ページをお願いいたします。

中ほど新保健福祉建設事業でございます。こちらは委託料の新保健福祉施設整備工事の 実施設計業務委託、契約額4,510万円のうち前払い金として1,300万円を支出したところで ございます。

続きまして、196ページをお願いいたします。一番下、防災活動費でございます。これ は防災行政全般の費用で前年度対比1,072万円の増額になっております。福島県相馬市へ の応援業務の経費のほか、次のページに続きまして、出水期における気象防災アドバイザーによる気象状況の監視の費用、防災行政無線の点検費用などが皆増となっております。 備品購入費につきましては、防災活動に使用するテント、下水道に接続していない小学校のトイレ環境を整えるためのトイレテントの購入などで、673万円を支出しております。 こちらも皆増となります。

主な事業等については以上となります。

後藤委員長

岡田総合政策部長。

岡田総合政策部長

それでは、総合政策部所管以降について、前年度と比較して財源の大きなものなどを中心にご説明をいたします。

まず、歳入です。決算書21、22ページをお願いいたします。

中ほどです。0002地方創生推進交付金の移住促進分です。市の魅力向上及び若者子育て世代の移住促進、関係人口を創出するための国庫補助金で、補助率は対象経費2分の1です。

令和4年度は、前年度実施したプロモーションの広告や動画制作など、支出額が大きい事業がなかったため、前年比で348万7,000円、39%の減となりました。

その下です。社会資本整備総合交付金(定住促進分)です。若者子育て世代住宅取得補助の交付金です。申請件数の増加などにより、前年比113万8,000円、19%の増となりました。

一つ飛びまして、0007の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(総務管理)です。ここから先にですが、令和4年度決算は、前年度と同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が歳入の大きな割合を占めております。

歳出予算で実施した事業は各課の所管となりますが、交付金の申請は前企画課で取りま とめたため、歳入については、総合政策部の所管となります。

交付金全体では、前年比約2億7,000万円、70%の増です。充当事業の分類に分けて計上しておりますので、ご説明いたします。

まず最初に、先ほど申し上げた(総務管理分)です。公共交通の安定的な運行や市民の日常的な移動手段の確保等を目的に、路線バス、貸切りバス、タクシー事業者、鉄道事業者へ補助する公共交通対策費の地域交通支援事業及び書かせない窓口実現に向けた総合申請支援システムの整備費の窓口申請支援システム構築への交付金です。

二つ飛びまして、同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の徴税です。 非対面、非接触で手続を行う環境を整備するため、インターネットから市税等を口座振替 申込みを行うことができるシステムを構築する徴収事務費のWeb口座振替受付サービス 業務への交付金です。

23ページ、24ページをお願いいたします。

上から5番目です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(社会福祉)です。電力等の価格高騰が物価高騰などの影響を受けた障がい福祉施設及び介護施設に対し、事業活動の意義を目的に補助金を交付する障がい福祉施設等原油価格・物価高騰対策事業及び介護施設等原油価格・物価高騰対策事業への交付金です。

右中より少し下になります。0013新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(生活支援分)です。新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮したひとり親世帯に対し補助金を交付するひとり親世帯に対する生活支援特別給付金給付事業(単独分)の交付金です。こちら令和3年度からの繰越事業です。

そこから五つ下になります。

0018新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(児童福祉)です。新型コロナウ

イルス感染症及び物価高騰などの影響を受けている子育て世帯のうち、令和5年度から新生活を送る世帯に対しまして補助金を交付する子育て世帯新生活応援給付金給付事業、また新型コロナウイルス感染症の影響による食料価格の高騰に伴い、保護者への負担を軽減するため、保育所等に対し、食材高騰分を補助する保育所等給食食材料費支援事業、さらに電力等の価格高騰や物価高騰などの影響を受けた特定教育保育施設等事業者に対し、事業活動の維持を目的に補助金を交付する保育所等原油価格・物価高騰対策事業、この三つの事業への交付金です。

25、26ページをお願いします。

上から6番目です。

0006新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(保健衛生)です。新型コロナウイルス感染症の感染の不安がある市民が、PCR検査または抗原検査をしたときの費用の一部を助成する新型コロナウイルス感染症検査費助成事業のPCR検査等助成金、また新型コロナウイルスに感染して自宅療養となり、自力での食料品等の確保は困難の方に対し、自宅へ食料品等を配送する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費の食料品等配送、この二つの事業への交付金です。

下から4段目になります。0002の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (保健体育)です。新型コロナウイルス感染症の影響及び物価高騰等による食材の価格高 騰に対応するため、小・中学校を対象とした学校給食栄養士の賄う材料費及び1月から3 月分の給食費の無償化分への交付金となります。給食費の無償化については、歳出事業は 無いため、歳入減少分を充当になります。

一つ飛んで、0001新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(商工)です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続いていることから、市民及び事業者を経済的に支援する市街地活性化対策費のプレミアム付き商品券事業及び原油価格や物価高騰などの影響を受けた市の事業者に対し、経済活動の維持を目的に補助する事業者等原油価格・物価高騰対策事業、この二つの事業への交付金です。

その下です。0001新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(消防)です。新型コロナウイルス感染症による感染リスクに対応をした避難所開設運用ができるよう必要な部品等を整備する防災活動費の施設用備品費への交付金となります。

27、28ページをお願いします。

一番上になります。0001新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(農業)です。新型コロナウイルス感染症及び原油価格、物価高騰等による影響を受けている農業者に対し、補助金を交付する農業者等原油価格・物価高騰対策事業への交付金です。

29、30ページをお願いいたします。

2番目です。

総務費県補助金の地方創生推進交付金(移住支援分)です。東京一極集中是正地方の担い手不足を補うためのUIJターンによる企業、就業者の創出などを図るための県の補助金です。補助率4分の3です。

令和4年度は、テレワークによる移住を条件とする申請件数の増に加え、18歳未満の子ども1人当たり30万円を加算する制度要件を拡充したことに伴いまして、前年比601万円、307%の増です。

41、42ページをお願いいたします。

雑入です。

真ん中辺りにあります0016の広告掲載料です。財源の確保と地元産業の振興を図るため、市の発行する広報紙「りゅうほー」や市公式ホームページ、市封筒等への広告掲載料となります。前年比32万円、13%の増です。過誤納金還付未済額は広告掲載申込者が広報紙「りゅうほー」への広告掲載料支払いのみ、事業所閉鎖により広告掲載を見送り、返還金が発生したものです。令和5年5月末までに返還請求がされず、収入未済額が発生いたしました。

続いて、歳出です。

57、58ページをお願いいたします。

2番目になります。広報活動費です。広報紙「りゅうほー」の発行、市公式ホームページの管理運営、SNSメール配信サービスによる情報発信など、行政情報やイベント情報等を発信、提供するという経費です。ホームページデザイン改修等により前年比313万4,000円、8%の増です。

その下、広聴事務費です。インターネット市政モニター制度を廃止し、LINEなどSNSでの調査や地域の市長室を開催いたしました。モニターの新規募集を行わなかったため、前年比12万円、97%の減額です。

63、64ページをお願いいたします。

企画調整事務費です。指定管理者選定委員会を開催、龍ケ崎市SDGsパートナーシップ制度に関するキックオフイベントを開催、稲敷地方広域市町村圏事務組合への事務費分布金等で、各種事業の総合調整等の経費です。市内事業者の感染拡大防止協力金の支出が見込みを下回り、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の返還金があったため、前年比502万9,000円、29%の増です。

一つ飛びまして、シティプロモーション事業です。本市の認知度向上やシビックプライドの醸成、市民の推奨力の向上に向けた取組の費用です。令和4年度はPR冊子「i Love Ryu!」の作成、ふるさと大使企画展、関東鉄道龍ケ崎線車両ラッピングなどを実施しました。動画作成などの比較的大きな事業が少なかったため、前年比732万2,000円、45%の減となっております。

65、66ページをお願いいたします。

戦略プラン策定費です。最上位計画策定審議会の開催や龍ケ崎みらい創造ビジョンfor2 030の印刷製本費など、新たに最上位計画策定に係る事務費です。主に令和3年度に行った市民アンケート委託料等の費用が減少したため前年比107万2,000円、43%の減です。

その下、電算管理費です。本庁舎と各出先機関や小・中学校各コミュニティセンターなどを結ぶために、通信回線費用や電算室及び電動書庫の入退室管理システム、裁断圧着機、小荷物昇降機の保守、カラープリンターの賃貸借やウェブ会議システム利用料など、各システムの共通化による費用です。イントラネット系システムの無線LAN環境設定費が令和3年度での作業だったため前年比342万6,000円、19%の減です。

67、68ページをお願いいたします。

2段目の事業です。地域情報化推進費です。内部系事務処理を行うイントラネット系システムの運用費です。イントラネット系システムは本庁舎及び西部・東部出張所、市民窓口ステーションや保健センター、給食センター、市営斎場や各公立小・中学校及び市民の公共施設を専用通信回線で結んだ情報通信機器ネットワークです。サーバー及びネットワーク関連機器リース運用後の再賃借により前年比1,212万5,000円、17%の減です。

その下、窓口申請支援システム整備費です。マイナンバーカードや免許証記載の情報を 読み取り、窓口で記載する申請書にその情報を転記することにより、申請書作成の負担軽 減や、自宅で来庁することなく証明書などを申請できる、いわゆる書かせない窓口のシス テム構築及び運用に係る費用です。システムは市本庁舎市民窓口課と西部・東部出張所市 民窓口ステーションでの導入となります。新規事業です。

71、72ページをお願いいたします。

地域振興事業です。地域振興に寄与する事業の事業費です。流通経済大学との龍・流連携事業、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業として、まちづくりクラウドファンディング応援事業や街なか元気アップ支援事業などを実施しました。街なか元気アップ支援事業の件数の減少により、前年比125万円、27%の減です。令和4年度から新規事業として、テレワークスペース等整備促進事業の実施に係る予算を計上していたところですが、利用がなかったため決算書への記載はありません。

75、76ページをお願いします。

定住促進事業です。人口流出防止及び定住人口獲得、関係人口創出を図るための事業を 実施しました。自慢したくなるふるさと龍ケ崎スタイル体験&定住促進事業として、移 住・定住のイベントや魅力体験ツアーを開催いたしました。わくわく茨城生活実現事業移 住支援金の交付件数微増により、前年比1,340万2,000円、126%の増です。

その下、住宅取得支援事業です。若者子育て世代の定住促進を図るための住宅取得支援補助制度に要する費用です。制度の見直しを行い、補助額を最大30万円から15万円に変更したため、交付件数は増加したものの、前年比1,183万3,000円、29%の減です。国の社会資本整備総合交付金を活用しております。

81、82ページをお願いいたします。

地域振興基金費です。地域振興基金の利子等の積立金です。新規積立1億円により、前 年比大幅増です。

85、86ページをお願いいたします。

空家等対策事業です。空家等対策推進協議会委員報酬、管理不全の空家等所有者等及び 適正管理に係る依頼通知など、空家等対策推進に係る経費です。これまでの財産全般を管 理する「人単位」の仕組みから、特定の土地・建物のみに特化して管理を行う新たな財産 管理制度が令和5年度に創設される予定であり、令和4年度は相続財産管理人の申立てを 行わなかったことから、前年比97万6,000円、82%の減となっています。

以上で説明を終わります。

後藤委員長

足立議会事務局長。

足立議会事務局長

議会事務局所管事項について説明いたします。

決算書47、48ページでございます。

はじめに、議員報酬費です。これは、議員22名分の報酬、期末手当、共済会への負担金です。議員1名が年度途中に欠員となったため、報酬及び期末手当は前年度と比較しますと減額となっております。

次に、議会活動費です。これは、視察研修、議長交際費、議会だより発行、政務活動交付金など、議員活動、議会運営に関する経費です。視察研修は、交付金事業は、前年度はコロナ禍により中止となっておりましたが、令和4年度は再開しておりますので、前年度と比較しますと、増額となっております。

続きまして、議会事務局費です。委託料の会議録作成は、本会議及び委員会の議事を反訳する業務委託、会議録システムデータ更新は、定例会ごとにデータ更新作業を行う業務 委託です。

決算書49、50ページに移ります。

議場映像・音響設備保守は、本会議上の音響システムなどの機械類の点検保守、運用支援等の業務委託です。使用料及び賃借料は、会議録検索システムの賃借料と議場映像音響設備システムの賃借料でありますが、議場映像音響設備システムの賃借料については、令和4年8月末でリース契約が満了し、機器類は無償譲渡とされておりますので、令和4年度は、5か月分のみの支払いとなっておりますことから、前年度と比較しますと、減額となっております。

負担金補助及び交付金は、茨城県市議会議長会等の負担金や研修負担金です。議会事務 局所管事項については、以上でございます。

後藤委員長

永井会計管理者。

永井会計管理者

会計管理の所管事項について、令和4年度歳入歳出決算の概要を説明いたします。

歳入につきましては、決算書42ページ、雑入の中ほどにございます0018決算書頒布収入 2,290円、 0023庁舎コピー使用料4万9,640円となっております。

次に、歳出でございます。

決算書60ページでございます。

60ページ中段、会計事務費でございます。これは、決算書の印刷製本のほか、指定金融機関の派出所関連の経費及び交付金支払いに必要な電送処理などに要する経費が主なものとなっております。決算額につきましては、333万8,950円となっております。前年度比で97万4,946円の増となっておりますが、この主な要因は、指定金融機関の派出所事務に関する委託料が、令和3年度は10月から翌年3月までの半年分だったものが、令和4年度につきましては、1年分になったことによるものでございます。

続きまして、決算書62ページ中段の物品管理費でございます。

こちらにつきましては、全庁的に使用する消耗品及び備品の購入や封筒の作成、複写機などの経費となっておりまして、決算額につきましては2,134万7,580円となっております。前年度比で504万1,970万円の増となっておりますが、主な内容につきましては、コピー用紙などの消耗品の価格が高騰したことによるものでございます。

会計課所管の決算についての説明は、以上でございます。

後藤委員長

湯原監查委員事務局長。

湯原監査委員事務局長

続きまして、監査委員事務局の所管事項について、ご説明いたします。

97、98ページをお開きください。

一番下、監査員事務費でございます。これは、決算審査や定期監査など、監査業務に関した経常的な経費になります。歳出決算額は126万6,355円で、予算額に対する執行率は97.71%となります。

監査委員2名分の報酬と事務消耗品費、全国、茨城県の各都市監査委員会への負担金で ございます。全体的にはほぼ、前年並みとなっております。

説明は以上となります。

後藤委員長

ご説明ありがとうございました。

ここで申し上げます。この後の質疑応答についてでありますが、台風13号の対応のため、防災安全課の所管について先行して審議をしていただき、そして終了後に危機管理監と防災安全課長は退席をさせていただきたいと執行部より申出がありましたので、よろしくお願いしたいと思います。

さらにここで、今般の台風13号に関しまして、危機管理監からご報告がございます。 柏崎危機管理監。

柏崎危機管理監

台風13号の状況ですが、龍ケ崎市におきましては、本日、8時13分から大雨注意報、洪水警報が水戸中央気象台から発令されていたところでありますが、10時15分、大雨警報、土砂災害に切り替わりました。市としましては、11時に、崖地に対して、高齢者等避難、レベル3を発動、避難所4か所を同時刻開設するごとく現在、準備をしております。以上です。

後藤委員長

それでは、これより質疑を行います。質疑に当たっては、一問一答でお願いいたします。 また、質疑及び答弁におかれましては挙手をされるようお願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

196ページです。

ナンバー01090600防災活動費なんですけれども、新たに備品購入でトイレとかテントを購入しているんですけれども、これのどういったものかというのと、どこに配置するのかということをお聞きします。それと、防災活動費ですので、地区防災計画の作成状況が分かればお知らせください。

後藤委員長

関口防災安全課長。

関口防災安全課長

お答えいたします。

最初に、トイレテントですが、テントの目的とか内容だと思うんですが、トイレテントのほう、仮設収納型のトイレテントになります。3張り購入してございます。下水道施設のない避難所、大宮小学校とか、川原代小学校、あと北文間小学校、今の北文間運動広場ですね。この3か所の小学校の防災倉庫に備えつけてございます。テントの特徴としましては、使用したごみ袋をごみ捨てのダクトからテントの外に備え付けてある、テント収納袋へ直接捨てられることから、停電時とか、断水時とかそういったときにも使用可能でございます。ごみ袋もすぐに捨てられるということでかなり衛生的であるという特徴がございます。

一般的に操作して四角いテントの中に個室が7あります。一つは車椅子用のトイレということになります。

次に、テント10張り部分になります。こちらは、災害時などに避難所の開設に際しまして、避難所の受付等で使用するテントとして購入してございます。市役所附属等の倉庫に備えつけてございます。このテントにつきましては、従来のガチャガチャと組み立てるテントではなく、非常にスムーズ、ワンタッチで開設できるテントになってございます。

もう一つ、地区防災計画の作成状況ということなんですが、地区防災計画、これは一定の地域や地区、龍ケ崎の場合は、小学校単位で、コミュニティ協議会とかまちづくり協議会、そういったところの対応になるんですが、そこにお住いの方々、また事業者などが、自分たちの地域や地区の住民の生命、身体、財産を守るための助け合い、共助、こちらについて、自発的な防災活動に関する警戒区でございます。こちらにつきまして、既に策定済み地区につきましては、北文間地区、長戸地区、野原地区、馴柴地区の4地区でございます。

現在、策定中ということで把握しているところにつきましては、川原代地区、久保台地 区、長山地区、松葉地区の4地区で確認してございます。

以上でございます。

後藤委員長

よろしいですか。 ほかにございませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、防災関係で1点だけお聞きします。

決算書194ページの消防団活動費のところなんですけれども、消防団の活動費については、いろいろとこれまで幾つか改善をされてきたところで、4年度の会計の中では、いろいろ課題になっていた出動手当が引き上げられたということで、消防庁通達から出ているこの部分については解消したと思うんですけれども、消防団の消防車が入っている車庫の管理ですね、これが地区の管理ということになっているわけですけれども、その中で固定費に係る部分、これが消防庁通達の中でも、これは各自治体で持つべきというふうになっているわけですけれども、この辺の検討状況と、あと私はずっと見渡せば、この消防団の車庫というのもね、やっぱり大分古いところもあるし、建てられてる場所の問題、これは新しく建てる場合には、暗黙負担みたいなところあるわけですけれども、正式に建てていくとなるとそういう場所の問題、その建築確認の問題、様々な問題が出てくると思うんですけれども、この辺は前に調査もしているというふうに聞いておりますけれども、その辺だけちょっとお聞きいたします。

後藤委員長

関口防災安全課長。

関口防災安全課長

お答えいたします。

消防団の出場手当、令和2年度の従来2,500円だったものを4,000円に変更したと引き上げましたという実績がございます。消防団車両の車庫にいわゆる機庫につきましては、基本的に地元において設置していただいてございます。そのため、機庫における固定費、電気代等、そういったものにつきましても、地元にてご負担をいただいている状況でございます。

現在までに消防団員等から、負担分について、個別にご相談とかそういったものはない 状況でございますので、また消防団機庫全体で31か所ございます。これが全て31か所全て を市のほうで見るということになるとかなりの額も想定されますので、今度他の自治体等 の消防団の固定費の費用負担、そういったものの実例をちょっと確認したいと思います。 以上でございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、負担の状況は各地区によっても異なると思いますけれども、私も地元のところで言えば、固定費といえばまず消防団車庫に関わる火災保険、さらには電気料ぐらいの、その他いろいろあったにしてもそれぐらいが大きなところだと思いますんで、これがそんな大きな費用にはならないんではないかというふうに思うのと、だからあと消防団車庫そのものの違いによって、火災保険がかかっているのかどうかという問題もありますんで、その辺も調査していただいて、その総合ポンプは市のもので、どんどん新しく更新されているわけで、火災が起きた例というのもあるわけで、火災保険というのは必要条件かと思うんですけれども、それに火災保険が入っていれば、台風で壊れたときの修繕費とか、そういうのも持たれるということなんで、必要かと思いますんで、修繕費については今、市が出すということになっているわけですけれども、ちょっといろいろ併せて調査をしてほしいというのがちょっと要望で言っておきます。

以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。 山宮委員。

山宮委員

すみません、1点だけお聞きします。

198ページの自主防災組織活動育成事業の一番下、防災士養成事業の内訳を教えてください。

後藤委員長

関口防災安全課長。

関口防災安全課長

お答えいたします。失礼いたしました。

防災士育成事業、これ4万6,000円になるんですが、防災士さんの研修等の補助金、こちら5名分ですね、1人当たり1万1,500円、こちら5名分の補助金になります。 以上でございます。

後藤委員長

久米原委員。

久米原委員

すみません、こんなときに、ごめんなさい、ちょっと要望もあったので、防災無線についてちょっとお聞きしたいんですけれども。

デジタル化になって、機能もしっかり発揮されているのか、聞こえにくいというところもどうしてもあって、私もそういう方になるベくメール返信とかをお伝えしているんですけれども、テレフォンサービスも行っていますよね。これもどの程度利用状況があるのかと聞こえにくいという方もいらっしゃると思うので、そういったことがあったときに、伝達、聞こえにくさとかそういう伝達状況がどうなっているかという調査を行っているのかをちょっとお聞かせください。

後藤委員長

関口防災安全課長。

関口防災安全課長

お答えいたします。

最初にテレフォンサービスの件なんですが、こちら防災無線を流して、それで聞きづらいとか聞きにくいとかいったときに、防災情報、防災無線で流した情報を市のほうでお知らせするテレフォンサービスということになるんですが、こちらにつきましては、無料の部分と有料の部分、こちらございますので、合計で5本の回線持っていまして、年額で約20万6,000円ぐらいの負担で利用をしていただいているということになります。

防災無線、実際は聞きづらいとかそういった声がたまにいただきます。そちらに関しましては、防災無線が流れる時刻に職員が行って確認をしております。防災無線の角度とか、そういったものの調整で解決できるものがあれば、そういった対応はしているところでございます。

以上でございます。

後藤委員長

久米原委員。

久米原委員

ありがとうございます。

きちっと調査もしていただいているということで、私ちょっと一つ心配なのが、防災無線が鳴ってるけれども聞こえないな、何となく聞こえないなという人はまだいいんですけれども、全く聞こえていないところで、周りから防災無線で流れたよねって言われたときに、「うち聞こえなかったけど」という方もいらっしゃるかなとちょっと心配もしていて、私たち、まだ私の世代がデジタルでしっかり確認ができるんですけれども、やはり、全く聞こえない方とか高齢者の方には、やはり個別受信機、以前からほかの議員からも出ていますが、例えばちょっぴり負担していただくとか、何かそういった形で何かできればいいなと思いますので、これは要望ということで、聞いておりますので、しっかりやっていただきたいなということでお願いいたします。答弁はいりません。

後藤委員長

ほかに質疑ありませんか。

防災安全課所管については委員の皆さんよろしいでしょうか。

それでは、危機管理監と防災安全課長におかれましては、ご退出いただいてかまいません。

よろしくお願いいたします。

それでは、その他の総務所管事項についての質疑を続けたいと思います。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

54ページ。

コンプライアンス推進事業。これもコンプライアンスの研修を委託料でしているんですけれども、この予算の参加対象者とか受講人数、まずお聞きします。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

コンプライアンス推進事業の参加者などにつきまして、お答えします。

今回のコンプライアンス推進研修なんですが、官製談合再発防止検討委員会からのご提言の中に、関連条例の制定ですとか、研修の実施、内部公益通報の外部窓口設置などがございましたことから、令和4年の5月にコンプライアンス推進条例を施行して、公益通報の外部窓口を設置しましたことを受けまして、令和4年6月から7月にかけまして研修を実施いたしました。

こちらは、正職員426人、休職者などを除くその当時の正職員全員を対象としまして、 原則は対面で実施をいたしました。やむを得ず欠席となった方には、研修内容を撮影しま して、その動画を後ほど視聴していただくことで全員が受講をしております。

以上です。

後藤委員長

伊藤委員。

伊藤委員

分かりました。

それで、この研修というのはやっぱり回を重ねる、じゃないと身につかないというか、 なかなか大変なことなので、これが、今回は6月から7月でやったというんですけれども、 これがやっぱり年数回やるとか、その辺も計画あるんでしょうか。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

まだ具体的な予定としてはしておりませんけれども、前回の研修、条例の内容に沿って、職員の倫理保持ですとか、法令遵守の原則を再確認しましたり、公益通報制度、そのものの説明をして、その理解を深めて、外部窓口が設置されているんだよということは併せて周知いたしましたので、こちらにつきましては、一定の期間で継続的に繰り返す必要があろうかと思っております。

以上です。

伊藤委員

伊藤委員。

伊藤委員

分かりました。

もう私なんかは少し大変なことがあったので、やってほしいなという思いがします。 それとこの公益通報相談なんですけれども、これが実際に4年度にあったかなかっただけお知らせください。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

令和4年度の公益通報相談の件数になりますが、こちらはコンプライアンス推進条例に基づきまして、弁護士に委嘱をしているんですけれども、毎月、その方から実績報告を受けておりますが、これまで相談件数がゼロ件、ないということになっております。 以上です。

伊藤委員

伊藤委員。

伊藤委員

分かりました。

じゃ、次、いいですか。

56ページです。

入札等監視委員会なんですけれども、これも新しくできたというところなんですけれども、11月28日にあって、たしか5年7月に1回やっていると思うんですけれども。この内容がやっぱり個別案件もきちんと調査して行われているんですけれども、この委員の人はいろんな角度から意見を出しているんですよね。そうした内容になっているんですけれども、委員の中には提案したりとかそんなこともあるんですけれども、事務局としてはこうしたことに対してどんな評価をしているのかお伺いします。

後藤委員長

富塚財政課長。

富塚財政課長

入札等監視委員会についてのご質問にお答えさせていただきます。

すみません。ちょうど今、委員からお話もありましたとおり、各委員さんから例えば指名競争入札や随意契約ないしは落札率などいろいろな視点から案件を抽出いただいておりまして、個別案件としての審査を行っているところでございます。

こういった形で広くいい形で案件のほう抽出いただいているというふうなことは、事務局としましても考えておるところでございまして、各委員の皆様には感謝申し上げる次第でございます。

なお、一応抽出されました全ての案件につきましては、入札の契約手続が適正に行われているという判定をいただいているところでございます。

今年度につきましては、今、お話ありましたとおり、7月10日に1回目の会合を開催したところでございまして、ほぼ同様な内容となっておるところでございます。

まだ、具体的な支援が2回目ということもございまして、まだ事務局ないしは委員皆様方ともに、手探りでやっているというような感じは否めないのかなというふうに感じているところではございます。今年度もう一度、会議を予定しているところでございますが、回を重ねるにつてまして、こういったところも解消していきまして、適切なご意見等もいただけるようになっていくのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

後藤委員長

伊藤委員。

伊藤委員

分かりました。

あらゆる角度から審査されてその契約は大丈夫だったというか、認定されたということがあるんですけれども、この辺、だから入札監視委員会が回を重ねたときにやっぱりこういう方法でしたとか、状況なんかもやっぱり市民に知らせていただけるような活動もお願いしたいなというふうに、これは要望としておきます。

後藤委員長

続けて質疑、どうぞ。

伊藤委員

次には、庁舎管理費です。

60ページ。

ここのところ、要するに1年間で水道光熱費すごく上がっているんですけれども、多分、これ電気代の値上がりの分だと思うんですけれども、そういった状況がどんなものだったのか、また電気代が本当にどうするのかというような契約があれば、その辺についてお伺したいと思います。

後藤委員長

平野管財課長。

平野管財課長

庁舎管理費の光熱水費についてお答えいたします。

特に、電気料金ということでしたので、令和4年度決算額では、電気料金につきましては、2,242万8,715円、2,200万円という額になっております。

令和3年度の電気料金につきましては、1,325万2,571円、金額で約960万円、72%の増 というふうになっております。

この理由といたしましては、同じく令和3年度の比較になるんですけれども、電気を使えるような5%増えたということもございますけれども、一番の原因としては、一般家庭、事業所と同様に原油価格、化石燃料価格の高騰などによりまして、電気の単価が上昇したということが大きな原因でございます。この上昇の割合につきましては、担当としてもこれまでに経験したことがないような上昇割合というものでございました。

また、契約の状況ということでしたけれども、電気料金の契約につきましては、これまでは新電力事業者、いわゆるPPS事業者と1年単位で電力需給契約を締結するということで比較的安い電気を使用してこれましたけれども、やはり原油価格等の高騰によりまして、そうしたPPS事業者と有利な契約が結べないというような状況になりましたことから現時点では、東京電力エナジーパートナーとの1年契約を結んでいるというような状況でございます。

以上です。

後藤委員長

伊藤委員。

伊藤委員

分かりました。

家庭でも本当に電気代上がって大変なんですけれども、それとちょっとこれはお知らせしていないんですけれども、次のページの備品購入費で、電話録音装置というのがあるんですけれども、23台、これについて、必要な理由とどこに設置しているのかなということについて、お聞きしたいんですけれども。

後藤委員長

平野管財課長。

平野管財課長

では、備品購入費について、ご説明いたします。

こちらの電話録音装置につきましては、外部からかかってきた電話を録音する装置というふうになっております。昨今、多様な電話問合せ等が庁舎ではございますので、そういった中で、市のほうでしっかり、録音してしかるべき対応を取るというときに重要な証拠になるということもありますので、庁内のそういった外線の多い課から要望があったところに購入して、管財課のほうで配布したというようなものでございます。

以上です。

後藤委員長

伊藤委員。

伊藤委員

クレーマーじゃないですけれども、やっぱりそういうのが増えているということなんで しょうかね。ちょっとその辺だけ、状況お聞きします。

後藤委員長

平野管財課長。

平野管財課長

ちょっとそれについて、具体な数字というのは持ち合わせていないんですけれども、各 課の担当とすれば、やはりそういった録音機能がある電話がほしいというような状況にあ るということで購入に至ったということでございますので、増えているのかなというよう なふうに捉えているところでございます。

後藤委員長

伊藤委員。

伊藤委員

分かりました。

次は、192ページの市営住宅管理費です。

ここの、すみません、樹木剪定費用のことなんですけれども、住宅管理費が増えている、 管理費が増えているんです。そこの内容について、お聞きします。

後藤委員長

平野管財課長。

平野管財課長

市営住宅管理費、委託料の市営住宅運営費についてでございます。この1,697万5,689円の中に、樹木剪定の費用が含まれております。これは、富士見住宅ほか2か所の住宅敷地で大きく繁茂しました管理上剪定が必要な樹木などを抽出して、これらをまとめて剪定したもので、内訳としては、剪定費用として681万円でございます。この剪定につきましては、毎年小規模な剪定を行っているんですけれども、樹木の繁茂の状況を見ながらとなりますけれども、おおむね5年に1回程度、令和4年度と同様の大規模な剪定を行っていくというような形で考えておりますので、令和4年度につきましては、その大規模な剪定があった関係で金額が増えているというようなことでございます。

後藤委員長

伊藤委員。

伊藤委員

分かりました。

そうすると、何年かに1回は、そういうようなことがあるということなわけですね。 それと、市営住宅なんですけれども、空き家の状況とその対策について、4年度はどん なことをしたのかお聞きします。

後藤委員長

平野管財課長。

平野管財課長

市営住宅の入居状況ということでございます。

市営住宅、3か所で全部で168個の部屋がございます。そのうち入居している部屋につきましては、令和4年度末ですけれども、119戸、入居率で71%でございます。

市営住宅につきましては、おおむね10年前、平成23年度頃の数値でいいますと、入居率 ほぼ100%というような状況でございましたが、以降、入居率が下がり続けて現在に至っ ているというような状況でございます。 毎年の募集も40戸程度の募集をかけているんですけれども、2、3件の応募しかないというような状況でございました。ただ、公募等の周知ではございますけれども、周知した結果、本年度分につきましては、11件の応募があったということで、応募の状況としては改善されたというふうに担当のほうでは考えております。

後藤委員長

伊藤委員。

伊藤委員

やっぱり、何で入居率が悪いかということについて、調査研究みたいなのちゃんとして いるんでしょうか。

後藤委員長

生井管財課長。

生井管財課長

お答えいたします。

入居率が上がらないということで、今現在ちょっと内部で検討して対応している策としましては、募集回数を増やすという形で、令和2年度までは1回だったんですけれども、3年度より2回に増やさせていただきました。それでもちょっとあまり入居申込みがなかったものですから、令和4年度に関しましては、募集期間を今まで2週間程度だったんですけれども、令和4年度からは募集期間を1か月、60日間という形に伸ばさせていただいたりして、そういった入居率を上げるというような今現在工夫を取り組んでいるような状況となっておりまして、今月、今年も8月に行った募集に関しましては、11件来たということですので、多少なりとも効果というのはあるのかなというふうに考えております。以上でございます。

後藤委員長

伊藤委員。

伊藤委員

分かりました。

それと、築年数もきっとたっているので、今の人たちのニーズに合っているのかなという、私、そういうの感じるんですよね。そこを改善できるのかどうかということと、改善できないんだったら私は家賃を、建設費やなんかもあるかもしれませんけれども、下げてそんなふうなことも考える必要あるのかなと思いますので、その辺については、ちょっと今、お答えをというのはちょっと厳しいんでしょうから、そんな声もあるんだということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

後藤委員長

ほかに質疑ありませんか。 加藤委員。

加藤委員

二つほど、一つは今、出ていた伊藤議員から出ていた市営住宅のことなんですけれども。 市営住宅だけではなくて、県営住宅も長山と小柴にあるんですけれども、相当空いている。 びっくりするほど空いてますよ。

今、生井さんのほうから、入居率が上がらない対策として募集回数増やして、変わらな いから期間も長くしたという話があったんですけれども、私が不動産屋なんかに聞くと、 例えば20年ぐらい前とは違って、民間の同等レベルの居住スペースがある賃貸が結局値段 結構安くて、公営住宅に入らなくてもそっちでいろんな縛りがなくていいと。私もよくた まに相談受けるので、入居条件取り寄せてちょっと見ると、結構な基準、厳しくて、ちょ っと収入上がるともう出るか、割増し、それで、だからもう現在の状況に合っていないよ うな気がするので、例えば市営住宅の建築って、定額補助だったような気がするんですよ。 ちょっと分かんないけれども。私のうろ覚えの認識だと、定額補助だったような気がする んだけれども、間違っていたら指摘してほしいんですが。ちょっと国の補助が入っていて も、これは全国事例調べると出てくるんですけれども、ほかのものに転用ってできないん ですかね。補助金を返しても。例えば、若い人のコワーキングスペースとか、テレワーク の場所として、空いているところだったら使うような形で、それが結局空き家でいるより はそうやって若い人入ってもらったほうが、若い人の転入促進にもなるし、なおかつ若い うちに例えば自分で事業起こしても事務所を借りられなかった人たちが、そういうスペー スを共同で借りて使ってくれることで、空いている住宅なんかがちょっと見ていると入口 のところに入居できないぐらい、チラシ入れないでくださいという貼り紙がベタベタ県の ほうでも貼ってあったり、県営住宅、市営住宅貼ってないですけれども、県は結構貼って あって、ちょっと見ていて、たまに活動のチラシ入れに行くと、見苦しいと思うので、ち ょっと回りくどくなりましたけれども、ちょっと調べてほしいので、ここで回答できなけ れば結構なんですけれども、公営住宅だけれども、それ以外の用途に転用すること可能で、 それで住宅を動かすことで活性化できないかどうかをその辺ちょっと調べてもらえないか なと思って、もし、何かそういう事例を知っているんであれば、ご答弁いただきたいんで すけれども。

後藤委員長

平野管財課長。

平野管財課長

すみません、結果から言いますと、ちょっとそれに今、即答できる資料、手元にないので、それについては直ちに調べまして、ちょっと法令も絡むところなので、この委員会中に正確なご報告ができるかというのはちょっとあるんですけれども、調べてご報告させていただくような形でよろしいでしょうか。

後藤委員長

加藤委員。

加藤委員

ちょっともううろ覚えなので、はっきり正しい情報か分かんないですけれども、前にテレビで「ガイアの夜明け」かもう一つのやつかちょっと忘れたんですけれども、神奈川県の市営住宅と同等の扱いかちょっと分かんないけれども、神奈川県の住宅供給公社で若い人向けにシェアするみたいな形で、あくまでビジネスの空間として貸しているみたいな転用は、テレビでちょっとやっていたときがあるので、公営住宅ってこういう使い方もできるんだと、ちょっと、これもしかしたら間違っているかもしれないので、もし、そういう事例があれば、そういう検討をしたほうがいいのかなとちょっと思っているんで、よろしくお願いします。

もう一ついいですか。

もう一つは、決算書の76ページ、住宅取得事業の、これは予算の概要か何かのときに説明たしか受けたと思うんですけれども、去年、時期はっきりしないんですけれども、30万

円から15万円に、住宅の補助を半分に減額したと思うんですよ。主要施策の成果報告書と18ページに内容載っていまして、先ほどちょっと説明ありましたけれども、補助金を減額したことも影響しているんでしょうけれども、件数は増だけれども、交付額は減だと、そういう話があって、こんな主要成果報告書の18ページには、件数、令和3年度179件で、今年が188件、利用者アンケートで、全体で回答者170人いて、75%が満足ということがこの報告書に載っているんですが、11件なんて大変助かった、有効に活用したという肯定的な意見がここに書かれているんですけれども、これ、逆に何か肯定的な意見じゃなくて、もっとこうしてくれたほうがよかったとか、そういう、それともう、何かこうそういう提案なり、肯定的、否定的な意見があったのかどうかをまず1点教えてほしいのと、まだこれ総括するのは無理だと思うんですけれども、補助金を2分の1で15万円に減額したことで、これは、この事業全体の影響というのを、現時点でどう評価されているのかちょっと教えてほしい。

後藤委員長

廣田まちの魅力創造課長。

廣田まちの魅力創造課長

アンケートにつきましては、成果報告書にありますとおり肯定的なものが多かったということで、記載はさせていただいています。

ただ、中にはちょうど令和3年度、最大30万円の交付、令和4年度、最大15万円の交付ということ、これ変更しましたので、その辺の制度をご存知の方からはやはり金額、補助金が減額されて残念だとか、増やしてほしいというような声も幾つかいただいているところでございます。

事業の効果ということでよろしいでしょうか。

件数の、市内の一定の一団の土地で、建売住宅なんかも増えておりまして、その辺で若者がそういった 1 軒2,000万円程度の建売になってくるわけですけれども、そういったことで購入している方が増えているといった、そういった状況で件数も伸びているとそういった中でアンケートを見ても、やはり補助金に満足しているといったところもございますので、そういった意味では大変効果があると。あわせて年度の収支状況ということでは、ちょっと試算はしておりませんけれども、金額が30万円から15万円に減額したということで、プラス今後の固定資産税、市民税なんかも踏まえますと、単年度でいえば、事業費というのは、収支業況といえばプラスになっているというようなところで考えておりますので、事業としては効果としては生まれているんではないかというふうには考えております。以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。 久米原委員。

久米原委員

すみません。伊藤議員と重なる部分があるんですが、62ページの上の電話録音装置23台で、先ほど、要望があったので課によっては置いているということなんですが、録音をするときとって、録音しますよとかと言ってしているのか、それとももう、ちょっとこれは危険だからと言って録音しているのか、どういう形で利用しているのか、利用の仕方をちょっと教えてください。

後藤委員長

平野管財課長。

平野管財課長

録音のやり方なんですけれども、基本的には相手方に録音する旨を伝えて録音する運用 で、市のほうでは運用しております。

後藤委員長

久米原委員。

久米原委員

すみません、結構、私のいろんなところで、決してクレームじゃないんですけれども、ちょっと何か問合せするときにお電話をすると、必ずこの内容は録音させていただいています、サービス向上のためにっていうアナウンスが流れるので、それによって、例えば怒っている人なんかはちょっとワンクッション置くのかなと。私なんかはちょっと聞きたいことがあるので、聞き慣れない文言とか書きながら聞くので、ちょっと安心しながら聞くことができるので、これ市として、例えば一番最初に録音していますということを全部してしまったほうが何かお互いが安心感につながるのかなと思うんですけれども、そういったことってできるのかしら。

後藤委員長

平野管財課長。

平野管財課長

そういった録音する旨の案内を今後していくのかということで、現状でいうと役所のちょっと古い電話交換システムだと、それを盛り込むというのはちょっと費用をかければできなくはないんですけれども、ちょっとあんまり難しいということで、今はそういった運用しておりませんけれども、交換機システムも大分老朽化しておりまして、更新を検討しているところですので、そういった中で、最近のそういった他の民間事業者とかでもあるような対応ができないかということで、今検討はしておりますので、そういった状況でご理解いただいてよろしいでしょうか。

後藤委員長

久米原委員。

久米原委員

できるのかしらって聞いたら、一応検討してみるということでちょっと安心しました。 結構クレーム対応って大変だと思いますし、決して市民の方も文句を言いたくて言っているわけじゃなくてやっぱり困っちゃっているからという思いで伝えるんだけれども、そのワンクッションがあるとちょっとペースが落ちるというケースもあって、ちゃんとした対話ができるといういいきっかけになるのかなと思いますので、ちょっと前向きに検討していただければ、何より職員さんを守るためでもありますので、よろしくお願いいたします。もう一つは、68ページの01023450窓口申請支援システム事業費の書かせない窓口なんですが、さっき説明があったとおり、下の総合案内のところで、コピー機で免許証とか読み込んでやるシステムが始まっていますよね。あれの利用状況、どのようになっているか、お伺いします。

後藤委員長

栗山デジタル都市推進課長。

栗山デジタル都市推進課長

窓口申請支援システムの利用状況でございますが、担当の市民窓口課確認したところ、詳細な数字までは把握はしていないんですが、恐らく1日の平均の窓口の処理件数が約200件ございます。そのうちの10件程度という話を聞いております。まだまだ今後、拡大していく必要があるかなと思っております。

以上です。

後藤委員長

久米原委員。

久米原委員

200件ぐらいのうちの10件ぐらい、5%ぐらいということで、ちょっと分かりにくい感じもするんです、入ってきたときに。私はたまたまあれがちょうど設置された頃に何かの申請で来て、こんなのできたのね、なんて言って、やった記憶が何となくあるんですけれども、3月ぐらいからですよね、始まったの。そのときにちょっと不慣れだったので手間はかかっちゃうんですけれども、やっぱり書かなくていいという部分では、私も字が下手なので、書かなくていいという部分ではすごく楽だったし、もうちょっと宣伝してもいいのかなという部分があります。

高齢者の方だとちょっとやりづらいかなと思いますけれども、フォローもついてしっかりやっていただきたいですし、これがまず突破口になって、いろんな書かせないために取組が広がっていくのかなと思いますので、しっかりとやっていただきたいです。

金融機関でも最近、タッチパネルで事務もやっているところもあって、私もこの前ちょっと四苦八苦しちゃったんですけれども、今、きっとそういう形でどんどんやっていくし、データ収集もそれをすることによって、すごく簡易になっていくのかなと思いますので、その辺の取組、周知とか、こちらを使ってくださいみたいにやっていただけると、どんどん広がっていくのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

後藤委員長

山村委員。

山村委員

同じく、久米原議員のお話のあった68ページの窓口申請支援に関してなんですけれども。これ、私もちょっと以前使ったことありまして、まず、どのような方を対象に窓口申請の支援必要なのかなというところがあったところ、外国人の方とか障がい持ってしまった方とかというお話を伺ったんですね。要は何かというと、あそこでマイナンバーカード、ピッてやって、紙が本来手で書かなきゃいけないものが、紙に出てきて、そこで一旦その紙を別なところに持っていって、本来の受付のところで手続するという段取りですよね、やり方としてね。

要は、対象はもう大体、そうすると自分で書いちゃった方が早いやと思ったんですよ、そのときに。一応、一通り流れ見たんだけれども、そこでちょっと思ったのが、そのまま申請業務手続もできちゃえばすごく需要があるだろうなと思ったんですよね。あそこで、ただ、マイナンバーカードでちょっと時間かけてポンポンポンと押して、紙が出てくるというだけの処理で、今後、申請まで一気瞬間でできるようなところって考えてはいないんですかね。

後藤委員長

栗山デジタル都市推進課長。

栗山デジタル都市推進課長

窓口申請支援システム、こちらを導入した最終的な目的というところなんですが、我々事務方が入力の最後に、本来であれば窓口申請システムで入力された住所や名前など情報をシステムに反映するというところまでは見越して導入はしているんですが、今現在、住民情報基幹系システムのほうは標準化の業務が先行しておりますので、そちらが一段落した後に、そこまでを見越した改修をしていきたいという考えは持っています。ただ、今現在ではそこまでできておりませんので、まずは窓口に来た市民の方が申請書作成する際に免許証などの情報から申請の支援をできるというところだけを先行で導入しているような現状でございます。

以上です。

山村委員

ありがとうございます。

私も1回手続ちょっと一通りやったときに、一旦そこで紙が出てきて、また新たに受付の紙を取って、並んだようなたしか記憶があったんですよね。もう一度紙取ったんだからそのまますぐ次の手続にいけるようなことができればいいなってちょっと思ったんですよ、そのとき。その辺の手続の手順というのをちょっと簡素化していただければなと感じました。そこはそれでよくて。

あと、続いて同じページの電子申請関係のところ、中段にある電子申請・届出システム 運用というところですね。これ、いろいろな申請のメニューが最近でも増えていると思っ ていて、市民向けのサービスなんかもここでいろいろ申請取るとかできると思うんですけ れども、直近、どんなメニューがあって、以前に比べてどのような改善がされているのか ちょっとお聞かせいただければと思います。

後藤委員長

栗山デジタル都市推進課長。

栗山デジタル都市推進課長

電子申請・届出システムの運用の部分になります。すみません、詳細の件数などはちょっと把握はしていないんですが、茨城県のシステムを使いまして、国のほうで標準化されている21の手続、そちらのほうをこちらの中で運用している部分というのが市民向けのサービスのものになるんですが、それ以外のこの電子申請届出システムを使いまして、庁内のアンケート集計や庁内の研修等々の申込手続などにも活用させていただいております。どちらかというとそちらの件数のほうが多いというような現状でございます。

以上です。

後藤委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

そういう庁内のアンケートを取るとかというところで、認知度を上げてあそこを一般の 方に使ってもらうように広めていくというのはいい方法かなと思うんだけれども、今、決 済までできるような改定はされたんですか。あそこでいろいろな届出関係で、結局で庁内 に行ってお金を払わなければいけないという手続で、ワンストップサービスができていな いという以前の状態があったんですけれども、今はできるようになったんですかね。

後藤委員長

栗山デジタル都市推進課長。

栗山デジタル都市推進課長

こちらの茨城県の電子申請届出システムのほうで、現在支払いまでができるような状態でも準備を進めているという話は聞いております。我々龍ケ崎としては、そちらのほうができ次第、追加はしていきたいのですが、違う手段として、今、市の公式のLINEの中で住民票の手続などを支払いまでできる形を構築して、今、スモールではあるんですが、運用を始めているところでございます。

後藤委員長

山村委員。

山村委員

幾つか、方法、手段、用意して好きなほう使っていいというところで、片側で決済できるというのがあればまたいいんですけれども、申請サービスのほうもほかに実際ではできるんで、進めていっていただきたいと思います。

二つ目、72ページの地域振興事業の中で、テレワークの整備促進というところで、今、 需要がないよという話で、結果としてはゼロ件でしたというのがあるんですけれども、これまでどんな、そういう問合せとか申請とかあったのか、それでゼロ件ということに対して、こういう方向でこの事業をやろうとしているのかちょっとお聞かせください。

後藤委員長

岡野企画課長。

岡野総合政策部次長兼企画課長

テレワーク等整備事業でございます。こちらにつきましては、昨年度から始めた事業でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響で働き方の変化とかデジタルトランスフォーメーションなどの進展によるテレワークの事業が増加していること、このようなことから、その需要に応えることを目的に、民間企業の方がテレワークスペース等を整備する際の補助金を交付するという事業でございます。

実際に令和4年度活用件数ゼロという結果だったんですけれども、昨年度実際に相談に来られた方が、二つの団体の方から相談受けておりまして、実際に市内で自分が事業を行っているところの空きスペースを活用してテレワークスペースとして使いたいというような相談があったんですけれども、途中で、実際に本業のほうがまた軌道に、コロナが終息に近づいてきて、本業のほうが軌道に乗ってきたというようなことが結局、設置には至らなかったという経緯がありました。

今後につきましては、経緯も民間企業のテレワークの動向と生産性、本部とかの調査では段々テレワークが減ってきているというような状況にあるんですけれども、また一方国のほうではテレワーク、これからもどんどん推進していこうというような動きもありますので、その辺の動向見ながら、来年度以降については判断していきたいなというふうに思っております。

後藤委員長

山村委員。

山村委員

大分、テレワークの需要も下火になりつつあるかなということもあるんで、そうしてみ

ればいろいろ工夫してやってください。

続いて、82ページなんですけれども、ちょっと上から三つ目牛久沼の管理基金費というところで、牛久沼の土地貸付け収入が基金のほうに積み立てられるということをちょっとユーチューブのほうで見て、聞いたんですけれども、牛久沼の土地貸付けというのは、牛久沼の周辺で土地って貸し付けて収入を得ていると思うんですが、市のほうで、どの辺り、貸付けしている場所ってちょっと教えていただいたりできますか。

後藤委員長

廣田まちの魅力創造課長。

廣田まちの魅力創造課長

牛久沼の土地の貸付け収入というところで、土地の場所といいますか、そちらをちょっとご説明させていただきたいと思います。

土地賃借料いただいておりますのは、伊勢屋さんの駐車場、それと伊勢屋さんの店舗、 それと鶴舞家さんの店舗、以上が土地の賃貸料としていただいているところです。

あとは、牛久沼の管理基金、積立てしている金額といたしましては、土地使用料として 東京電力の電柱、それとあと牛久沼の管理基金の運用利息ということでここに積み立てら れているというところでございます。

以上です。

後藤委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

ちょっと水神屋は違うんでしたっけ。あそこ、元の水神屋。

後藤委員長

平野管財課長。

平野管財課長

水神屋の土地につきましても、市の土地になっておりますけれども、牛久沼土地改良区から土地の権利を引き継いだ以降、賃貸借契約が結べていない状況にございますので、賃料としては入ってきていないというのが現状でございます。

後藤委員長

山村委員。

山村委員

分かりました。

伊勢屋さんのところもちょっと伺ったときに、ここは市の土地が半分あるという話をちょっと伺っていて、伊勢屋さん、今回大分ちょっと被害を受けてしまったというところで、その辺のところ、何らかのできないかなとちょっと思って確認したんですけれどもね。もしできるんであるならば、ちょっといろいろ考えていただきたいなというところでございます

あともう一つだけちょっと教えていただきたいんですけれども、86ページの空き家対策 事業のところで、空き家、新しく人から物の新制度あるいは5年からというお話ちょっと ありましたけれども、ちょっともう少し詳しくお聞かせいただいてよろしいですか。

後藤委員長

廣田まちの魅力創造課長。

廣田まちの魅力創造課長

ちょっとはじめに相続財産管理制度ということでご説明させていただいた後に、新しい 制度についてご説明をさせていただきたいと思います。

相続財産管理人制度といいますのが、相続放棄などによりまして、相続人が存在しない場合などに、利害関係人から家庭裁判所への申立てにより、裁判所が相続財産の管理や処分の手続を行う者を選任する制度ということとなっています。

この制度については、一般的に自治体の申立てを行う場合、裁判所の予納金は100万円というふうにされてはおります。この予納金については、裁判所が選任した財産管理人の報酬、管理料に充てられるものでして、財産処分を行った後に残額が発生した場合、これが還付されると。そのために空き家等の解消に向けて、売却等が見込まれるものは相続財産管理についての過程も有効な方法ということで考えてはいるんですが、一方で売却等の処分が困難と想定されるような案件については、住み替え、解体に向けた手続がなかなか進まない、多分活用しにくいといった面がございます。

そういった中で、もう一方で、被相続人の資金全てをこの相続財産管理制度というのは、 相続させるための制度は、被相続人の支給資産全てを管理対象となりますので、多額の債 務がある場合などは予納金の回収が行われないというリスクもございます。

借入れの債務等については、この制度の申請時には全てのことを把握することは困難でありまして、財産目録の提出までは有無が分からないといった状態でございます。こうした実情もありまして、令和5年度から所有者不明土地関連法の改正によりまして、財産管理人制度の見直しとして、所有者不明土地管理人制度が創設されたところです。内容については、部長からもありましたが、被相続人を対象として全ての資産を対象範囲とする相続財産管理人制度に対して、所有者不明土地管理人制度は不動産を対象とし、管理する対象の申立てを行った特定の不動産、土地、建物のみになると。そのため、申立てに係る予納金についても安価になると想定をされていまして、多分債務に影響を受けにくく、財産管理制度に比べて予納金の回収が見込めるといったことで考えている。

ただ、国から具体的な運用基準というかガイドラインが示されていないといったところで、担当課としてはちょっと情報収集しているところなんですけれども、今後のこの新しい制度に基づいて、申立てに必要な費用だとか、その回収にも見込みを含めて活用可能な物件というのがちょっと検討していければというふうに考えているところでございます。

後藤委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございました。 以上で。

後藤委員長

休憩いたします。午後1時30分再開の予定です。

先ほど危機管理監のほうからございましたように、当市では、現在大雨警報発令されて おります。

執行部におかれましては、この後12時より災害対策本部を開催されるということでございますので、1時半の後の再開後につきましても出席いただく執行部の出席者に関しましては、災害対応を行っている方については、出席を求めないということで対応したいと思

いますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【休憩】

後藤委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大貫部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

大貫総務部長

先ほど12時20分より台風13号対応に係ります第1回龍ケ崎市災害対策本部会議を実施いたしましたので、状況について報告させていただきます。

現在までの情況でございます。

市といたしましては、本日午前6時に警戒本部を設置いたしまして、状況監視に当たってきたところでございます。その後、10時15分に大雨警報、土砂災害が発令されております。それを受けまして、避難所開設準備を進めておりまして、午前11時には災害対策本部を設置し、警戒レベル3、高齢者等避難発令を行っております。これに伴い、4か所の避難所を設置しております。また、午前11時25分には土砂災害警戒情報発令がなされましたので、11時45分には警戒レベル4、避難指示、これは土砂災害警戒区域に対しての避難指示を発令しております。

今後の状況でございますけれども、気象防災アドバイザーの分析によりますと、現在千葉県に猛烈な雨を降らせている雲が龍ケ崎市の東側をかすめる可能性があるということで、14時ぐらいまでが1回目の雨のピークではないかというような分析がなされておりまして、夕方までには断続的に強い雨が降るということで注意が必要という報告を受けております。 先ほど申し上げましたが、現在龍ケ崎コミセン、城ノ内コミセン、長戸コミセン、馴馬財産区会館に避難所を開設しておりまして、12時現在で龍ケ崎コミセンに1名の方が避難されているというような状況でございます。

現在の体制につきましては、情報伝達広報、応急復旧、要支援者対策、避難所物資調達、情報収集、相談窓口等の班を編成いたしまして、対応に当たっているところでございます。 今後状況を踏まえまして、夕方に再度災害対策本部会議を開催する予定となっております。 台風関係については以上となります。

続きまして、1点答弁の修正をさせていただきます。

午前中、山宮委員よりご質問いただきました自主防災組織活動育成事業の中の、決算書 198ページでございます。

防災士養成事業4万6,000円の内訳ということで、午前中、担当課長のほうが研修等補助金で1万1,500円の5名とお答えいたしましたが、正しくは1万1,500円の4名でございますので、訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。 以上です。

後藤委員長

続きまして、平野課長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

平野管財課長

管財課の平野でございます。

午前中に加藤委員から質問があった件につきまして、お答えさせていただきます。

市営住宅の転用についてのご質問でしたけれども、市営住宅、公営住宅法に基づいて整備された住宅ということで、その目的が住宅に困窮する定額所得者に対して低廉の家賃で賃貸する住宅というような目的がございます。そうした中で、転用に関しては少しハード

ルが高いというようなことがございます。ただ、委員の質問にあったとおり、全国的見るとそういった事例もあるということですので、担当としてもその事例をしっかり調べさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

後藤委員長

それでは質疑を継続したいと思います。 質疑ございませんか。 大野委員。

大野委員

1点だけお聞きしたいと思います。

52ページから54ページにかけての職員厚生費の中での、54ページに委託料とありまして、メンタルヘルス支援事業のところなんですが、ここなのかどうかちょっとお聞きしないと分からないと思うんですけれども、今回一般質問のほうで加藤議員が専門的な職員を配置しているということでのご答弁が一般質問の中であったと思うんですけれども、具体的に相談しやすいような取組といいますか、なかなかやっぱり相談できずに休職してしまったり、例えば人間関係だったり、職員の中の上下関係だったりいろいろ、なかなか言い出せない部分での悩みからの心の病だったり、いろいろあるかなと思うんですけれども、ちょっとご相談しやすい職員を配置して、専門的な資格を持っている方なのか、それとも何か取組の具体的な行動を起こしてくださっているのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

職員向けの相談環境、職員厚生費に絡んでお答えしたいと思います。

今委員おっしゃっていただきました厚生費の委託料のところですと、メンタルヘルス支援事業とございますが、こちらは法に基づいたストレスチェックになっております。こちらの委託費ということでございます。こちらで高ストレスという判定を受けた方につきましては、そのすぐ下にあります産業医面接指導とありますが、その産業医との委託がされておりまして、相談をすることができるというような仕組みになっております。

あと、平成28年度から人事行政課のほうに、当初は会計年度というか非常勤でしたけれ ども、産業保健師の資格を持った職員を任用しまして、職員の相談に当たっております。

あと、昨日の加藤議員のご質問の中でもいただきました心のケア担当ということで、そちらを職員向けに明示することで相談先としてこういった職員がいるんだということを職員の中に明らかにしたというようなことが一つ取組としてございまして、とは言え、やはり内部で職員同士で相談するのはしづらいという職員もいらっしゃると思いますので、外部の相談、そういった産業医ですとか臨床心理士などを常駐させている外部の機関と契約をして、そういったところも相談先として活用できるように今進めているところでございます。

ひとまず以上です。

後藤委員長

大野みどり委員。

大野委員

ありがとうございます。

すみません、この職員の方、産業保健師の方は職員の方に周知はされていて、職員の方が相談したいなと思ったときにその方を訪ねていくんでしょうか。何か連絡の仕方とか、もしくは、その産業医の保健師の方が定期的にちょっと各職場を回ったり、何かないかしらと本当に相談しやすいような感じに、そういう取組をされているのかということを聞きたかったんですけれども。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

先ほどの任用しています産業保健師の活動についてお答えしたいと思います。

今おっしゃっていただきましたように、職員が主に健康診断などを受けて、その結果などが出たものを踏まえて、一人ひとりの健康状態を把握したりするために職場巡回というものを行っているんですが、そちらを主に担当しておりまして、職員一人ひとりと面談を、会計年度任用職員さんも含めまして、実施しているような状況でございます。

あと、健康相談室という名称で庁内には周知がされておりまして、もちろん電話ですとか直接人事課のほうに来ていただくのはもちろんですけれども、専用のメールアドレスを用意していただいていまして、ほかの職員は誰も見られない、その産業保健師だけが確認することができる専用のアドレスも用意して、そちらについては、毎月健康だよりというのを産業保健師が発行してくれているんですけれども、その中に必ずメールアドレスと、いつでもご相談くださいというような一言を必ず掲載して庁内に発行しているような状況ですので、ある意味一番全職員と面識がある関係のできているような職員になっているんではないかなと思います。

以上です。

後藤委員長

大野みどり委員。

大野委員

分かりました。何か安心しました。すごく、やっぱりすごく相談する体制というか、信頼関係というか、今ちょっととても繊細なことですので、どのようにされているのかなと思ったので、詳しくお聞かせいただき、ありがとうございました。 以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、幾つかちょっと聞かせてもらいます。

はじめに、決算概況というか、状況の大きなくくりで見る今回の4年度の決算なんですけれども、実質収支で17億8,500万円を残すということで、非常にいい決算という点では、 先ほど言われたとおりと思うんですけれども、さらにこの中身を昨年度と見てみると、よかったところが一番、先ほども説明あったように、歳入の部分の、いわゆる前期の繰越分がかなり、27億ということで大きな違いであると。その他いろいろ小さな違いはあるわけですけれども、しかしこの繰越金というのを考えてみると、3年度の繰り越した27億のうち、ただ7億円は返還金として返さないといけないんだという説明が前回あったわけです けれども、今回、この17億8,500万円のうちは、このうち5年度の返還金に通じる金額というのはどのくらい入っていますか。

後藤委員長

富塚財政課長。

富塚財政課長

お答えいたします。

令和4年度の決算で出ました繰越金のうち、令和5年度において返還しなければならない国県支出金、要するに4年度でもらい過ぎた国県支出金の額ということでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、令和5年度に処分するところでございますが、まず6月補正予算で4,877万5,000円、こちらを国県支出金の返還金として措置済みでございます。今回の決算を受けまして、ちょうど今議会に上程しております9月補正予算におきまして3億4,053万8,000円、こちらを計上しているところでございます。あわせまして、令和4年度にもらい過ぎた国県支出金で5年度に返還しなければならないものは3億8,931万3,000円となる見込みでございます。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

そうすると、約4億にしても13億だけれども、今回の繰越金の前提には基金の積立てが既に11億3,000万積み立てた後の繰越金ということになっていますんで、もう昨年よりも、そういう意味では中身を見てみればいい決算ではないかみたいなことを私は思うわけです。それで、まずはその繰越金の考え方なんですけれども、1点は、5年度に入ってすぐ市政全体を回すためには一定の繰越金を持っていることは必要かと思うんですけれども、こんなに持っている必要があるのかなみたいなことを思うわけです。だから、繰越金として、財政運営を考えるとどのくらい持っているということがまず必要でしょうかというのを聞きたいんです。

後藤委員長

富塚財政課長。

富塚財政課長

お答えいたします。

繰越金の必要量というようなご質問かと思いますけれども、まず令和4年度の決算で言いますと、令和5年度で補正をする予定である補正財源となるものが前年度の繰越金という形になってくるものでございます。ただ、この補正の額というものにつきましては、例えば災害の賠償ないしは今後の国の補正予算のありよう、その他もろもろありまして、補正予算額についてはかなりまちまちとなっているところでございますので、一概にはなかなか申し上げられないところがございますけれども、一応財政課としまして経験上大体考えているところは、補正できる財源、今回で言いますと17億8,000万のうち、まず4億円は、先ほどご質問がありました国県支出金の返還で使うことが決定しております。もう一つ、令和5年度の当初予算で財源不足を補うために3億円ほど既に入れておりますので、こちらの7億円を引いた額、この額が補正予算に利用できる繰越金という考え方でございますが、こちらの補正予算に利用できる繰越金の額、おおよそ10億円、こちらがあるのが

今後の財政運営、5年度の財政運営ができるものというふうに考えているところでございます。

ちなみに、令和4年度の繰越金について計算しますと、約11億円ほど翌年度補正予算に 利用できる繰越金がある形になっているところでございます。目安である10億円を1億弱 超えているところでございますので、今回の9月補正予算におきましては、普通交付税が 2億円ほど上ずれしたことも合わせまして、財政調整基金、当初予算に組み入れていまし た財政調整基金のうち、財源不足分であります3億9,000万円、こちらのほうを繰り戻す 措置をしたところでございます。分かりづらい説明で大変申し訳ございませんが、以上で す。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

いろんな目算があると思いますけれども、今年は多くの繰越金を残すよりも、もう緊急 的な、そんなに大きな費用じゃなくても、道路であるとか公園とか緊急の整備であるとか、 そういうのは前倒しでやってほしいなというところであります。

あと、もう一つは、4年度決算が数字的に見ては好調な決算と思われるわけですけれど も、主な要因として上げるとどういうところかちょっとお聞きします。

後藤委員長

富塚財政課長。

富塚財政課長

令和4年度の決算の特徴でございます。本日の委員会に先駆けまして、大貫総務部長からも概要について説明あったところでございます。後追いにはなりますけれども、簡単に説明させていただければと思います。

お配りさせていただきました龍ケ崎市決算の状況、令和4年度版の9ページをご覧いた だければと思います。グラフ等見ながら説明できればと考えております。

9ページ、普通会計決算の推移というのがグラフ化されているところでございますが、このうちの棒グラフにつきましては歳入歳出額を示しているものでございます。令和4年度の歳入歳出額は、新型コロナが始まります平成28年から平成30年度までと比較しますとかなり高くなっているところございます。これを見ましても、令和4年度の決算が通常ベースよりも膨らんでいるということがご覧いただけるのかなというふうに考えております。続きまして、同じグラフの中にあります赤い折れ線グラフでございます。

こちらは実質収支を示しております。

令和4年度の実質収支は17億8,000万ということで、ここ15年で見ましても、令和3年度に次いで2番目の実質収支額となっておりまして、決算としては良好な決算ないしは堅調な決算ということが言えるかと思います。先ほど来から話が出ておりました令和3年度の決算が飛び抜けているというのは、こちらの赤い折れ線グラフをご覧いただければお分かりになるところかなというふうに思います。

もう一つ表にしております紫、グレーに見えます折れ線グラフが実質単年度収支となっております。令和4年度は6億4,300万と大幅な赤字になっているように見えるところでございますが、こちらは令和3年度の余剰金を活用しまして、財政調整基金、その他義務教育施設整備基金等合わせまして8億2,500万円の積立てを行ったところでございます。そのうち、財政調整基金に積み立てました2億円だけが反映されておりまして、公共施設維持整備基金に積み立てました2億2,500万円、地域振興基金に積み立てました1億円、

あとは義務教育施設整備基金に積み立てました3億円、この3つ合わせまして6億2,500万円がここの収支には入っていないことになっております。これを合わせますと、6億4,300万のマイナスに6億2,500万円を足しますと1,800円の赤字ということは、ほぼ、令和3年度の繰越金等で増えた分の影響を除きますと、令和4年度の収入と令和4年度の支出はほぼ均衡しているということが言えます。

令和4年度におきましては、実質的な交付税も平年ベースに戻ったこともございまして、 現在の状況を見ますと、特に物価等の高騰によります歳出等の圧力というのが高まってい るところでございます。また、龍ケ崎市におきましては公共施設の更新、これも待ったな しとなってございます。こういったことで、一般財源、歳出における一般財源を使わなけ ればならない事業が増えた分につきましては、そのまま財源が不足するという事態も懸念 されるところでございます。この財源不足分を基金で経常的に賄っていかなければならな いということが続きますと、基金の枯渇というものも危惧されるというような状況になる ことも考えなければならないと財政サイドでは考えております。

今後、そういったことにならないように、事業の重点化、こちらを一層推進していくことや自主財源の確保、これに努めることによりまして持続可能な財政運営に努めていきたいというふうに考えております。議員の皆様のご理解、ご協力、お願いしたいと思います。以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

いろいろと説明、ありがとうございます。そういうこれからの財政運営についてもいろいろあるかと思いますけれども、今年度見れば基金の残高も過去最高の残高になったということでは、今後の運営については少しいい内容かと思います。

ちょっと、次にいって、人事のほうにいきます。

まず、職員給与費については、職員の数は、さっき説明ありましたように、431名ということで、そんな大きく変わっていないところで、ただ職員給与費はトータルで3,300万のマイナスということで、これは人事院勧告のことがあって大きく減額となったわけですけれども、このうち6月度の減額されたのは調整分というか、12月の調整も含めて6月でやったということで、これも大きいのかと思いますけれども、この全体の減額3,300万のうち、この6月度の期末手当の調整分の金額というのはどのくらいかというのをまずお聞きします。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

令和3年度で本来落とすはずだった期末手当の減額分についてでございます。

令和3年度の人事院勧告で期末手当が0.15月分減額となったわけなんですが、特例措置で令和4年6月に減額の実施をしたものでございます。こちらは約2,400万円となっております。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

かなりの、この手当分の減額が大きかったということは分かりました。

あと、もう一つ、会計年度職員が329人ということで、これはプラスとなっているということでしたけれども、会計年度職員のうち期末手当が該当となる勤務時間の多い職員とそうでない会計年度職員を分けると何人になりますか。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

期末手当の対象となる会計年度任用職員は230人でございます。こちらは、週当たり15時間30分以上の勤務のある職員が期末手当の支給対象となっております。 以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

この会計年度職員の給与ベースというのは、先ほども若干若手の調整をしたというような話と、期末手当も出るようになって、実際的には、平均的には期末手当をもらっている 人の年収というのはどのくらいなんですか。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

期末手当の出ている会計年度任用職員の平均的な年収ということなんですけれども、一応こちらは最も任用の多い週5日、1日7時間勤務の者が126名おるんですが、その者の平均でお答えしたいと思います。その平均は約260万となります。 以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

これ期末手当入ってですね。分かりました。

あともう一点、職員関係で時間外労働についてお聞きをしたいんですけれども、いろんな制度改正や組織改正、その他によってなるだけ平均化を図っていくということをやってこられるという点は聞いていますけれども、今時間外手当の平均的な、まずトータルするとどのくらいの時間になっているのと、また部署によっても違うと思うんで、特に時間外労働の多い部署というのと、これも大体の時間数と、そういう職務の特殊なところがあると思うんで、そういう原因についてお聞きをします。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

令和4年度の時間外の平均と、あとその特徴などについてお答えしたいと思います。 令和4年度の平均時間外勤務につきましては、128時間でございました。こちらから選 挙ですとか、ちょうどコロナで各種生活支援関係の給付金事業などが多数ございましたので、そういった一時的であったり臨時的な業務の時間外を除いた平均時間で見ますと、令和3年度は102時間だったんですが、令和4年度は109時間でしたので、前年度よりは少し増えたような状況でございます。

令和4年度で多かった部署としましては、危機管理課、あと人事課、財政課、情報管理 課、シティセールス課、まちの魅力創造課、生活支援課、新型コロナワクチン対策課、スポーツ推進課、市民窓口課、税務課、この辺りが多い状況でございました。危機管理課など予測の難しい防災対応などによるものをはじめ、税務ですとか財政などは期間の制約がある中で膨大な処理を必要とする業務ですとか、あとは重点施策の推進に関する時間外勤務が多かった状況ではなかったかと考えております。

中でも令和3年度との差異が大きかったのは市民窓口課でして、こちらほぼ全てマイナンバーとマイナンバーカードの交付、こちらの対応に追われて急増したというような状況でございました。新型コロナワクチンにつきましては、今多い部署ということで挙げましたが、大規模接種などが少し落ち着いたこともありまして、令和3年度からすると、まだ多いんですが、令和4年度は少し減ってきたような状況にございます。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

いろんなことに採用されて、その部署が多くなるということが分かっていました。

あと、成果報告書の116ページ見ると働き方改革という項目があるんですけれども、これは先ほど来いろんな問題になっている、いろんなことを含めての働き方改革なんで、取りあえず全体は今回あれにせよ、私は時間効率化というか、そういう取組をして業務効率化、そういう取組としてこの116ページのいろんなことの中でどういう取組をされたのかだけちょっと紹介願えますか。

後藤委員長

藤平人事行政課長。

藤平人事行政課長

業務効率化の取組についてでございます。

そちらの成果報告書にあるものをなぞることににもなるんですが、(2)にあります働き方改革の目的意識の醸成ということで、業務改善のために現状の課題を洗い出したり改善策を検討するためのグループワークを実施いたしました。モデル課として、都市計画課、下水道課、生活支援課の3課を対象に取り組んだんですけれども、ふだんなかなか上司と部下とでそういった課題にじっくり向き合って話し合う時間をなかなか持てなかったということで、よい機会になったというような意見がありました。(3)のところに業務効率化のための時間を設定ということで、人事課でカエルミーティングというのものを実施して、その実績報告をしましたということで書かせていただきましたが、こちらは企画でも同じようなことを先行して取り組んでいたんですけれども、人事課の例で申しますと、曜日と時間を固定しまして、短時間で課題解決の会議をしようということで実施をいたしました。自由に課題を出し合って、できそうなものからみんなで考えて改善を実行しよう、それを積み重ねていこうというようなことで、人事課ではメールの管理方法ですとか、ちょっとした情報共有スペースを設置して情報を共有したり、パソコンの小技、そういったものを使えば効率化できるよというようなアイデアをみんなで共有できるようにして、本当にちょっとしたことからですが、効率化に取り組みまして、そちらの実績を庁内にメー

ルで配信して紹介をいたしました。

あとは、そちらにもあるとおりなんですが、このほかにもRPAの活用ですとか、新型コロナワクチン対策課のほうでフリーアドレス、座席を固定しない職場の設置というんですか、そちらに取り組んだりもしております。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

先ほどの時間外労働にも特定の部署で、いろいろな業務の関係で多いということもあるんで、なかなか全体の中で、こういう取組の中でどれだけ時間短縮できるかというのは難しいですけれども、こういう探求と、そのほかに人の配置の問題も大きいと思いますんで、引き続きお願いをしたいと思います。

次にいきます。

次は、4年度で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という形で、これの中でも使途が決められていない、龍ケ崎市独自に歳出を決められるもので、先ほど部長のほうから細かくそのことについて説明はあったんですけれども、ちょっとまとめてほしいというのは、この臨時交付金がまず全額でこの4年度決算の中で歳入で幾ら入っているのかというのは、これは計算すればできますけれども、そのうち直接支援に当てられた、例えば個人であるとか事業者の支援とかいろいろ、保育所とか社会福祉施設も、作業所に直接支援されたというのと、また商品券事業みたく間接的なものであるとか、あとはその他に使われたものとか、こういう分け方でいくと、分け方はお任せしますけれども、どんな具合になるかお聞きします。

後藤委員長

岡野企画課長。

岡野総合政策部次長兼企画課長

決算書の歳入のところ、22ページ以降に幾つか項目として出されております新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金についてでございます。

はじめに、歳入の総額ということでございますが、令和4年度につきましては6億6,511万1,000円となります。そのうち、今金剛寺委員おっしゃっられた分類で個人へいっているもの、また子どもとか施設にいっているもの、また事業所等へいっているものということで区分けして金額をお伝えいたしますと、まず個人、個人の支援に充てられたものにつきましては、子育て世帯支援生活応援給付金でありますとかPCR検査助成、またプレミアム付き商品券事業等がこれに該当するかと思いますが、約3億5,200万円となります。次に、子どもを対象としたもの、また福祉施設等の支援に充てられたもの、これは学校給食費の無償化でありますとか障がい福祉施設や介護施設、保育施設への原油価格物価高騰対策事業が該当すると思われますが、こちらが約1億2,800万円。次に、事業所等への支援に充てられたものが、事業者や農業者また交通事業者への原油価格物価高騰対策事業等として約1億6,200万円となっております。先ほど申し上げました歳入総額6億6,511万1,000円のうち、これらの3つを合計いたしますと約6億4,300万円となりまして、そのほとんどが市民の皆さんや事業者の皆さんへの直接的な支援事業に充当されているというような状況でございます。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

今年度もそういう交付金の配付の方法という点では、直接的な支援に、直接大部分が充てられたということなんで、非常にこれは私もよかったなというふうに思っています。今まではやっぱり設備その他にもかなり回されたものですけれども、今回4年度については直接交付されたというのがほとんどということで言えるかと思います。

次の質問にいきます。

決算書の64ページのシティセールスプロモーション事業で、4年度についてはそう大きな数字と言っても、一番大きいのがPR冊子作成で486万ですから、かなりのところがこれに使われているというふうになりますけれども、あと看板作成というのが僅かに、24万2,000円ですけれども、これらの看板作成であるとかPR冊子というものに主に今回使われたかと思うんですけれども、これらの、特にPR冊子ついては、この内容と、これを使ってどういう今活用状況になっているかだけお聞きいたします。

後藤委員長

青木秘書広聴課長。

青木秘書広聴課長

お答えいたします。

シティセールスプロモーション事業の委託料ということで、ページですと66ページの一番上のPR冊子作成と看板作成ございます。

まず、PR冊子の作成についてでございますが、こちらは「i Love Ryu!」と書きまして、ローマ字で書いて「i Love Ryu!」と読むんですけれども、そういった冊子を作成しております。その冊子の編集と制作の業務委託の金額になっております。内容につきましては、市民の日常、暮らしに関わる情報を発信し、自身も住んで、暮らしに関心を持ってもらおうということをテーマにしました龍ケ崎市の自慢したくなるもの、こういったものを紹介する冊子になっています。32人の市民編集員を公募しまして、委託業者の専門家による企画、取材方法などを学ぶワークショップ、こういったものを通じながら、食、観光、体験、自然、こういったジャンル別に編集をして冊子のほうを作成しました。B5版で16ページ、フルカラー印刷になりまして、5,000部を作成しております。これ、ホームページのほうにも電子版等で掲載をしております。

その活用状況でございますが、冊子に掲載している店舗等、施設等、それ以外にも市の 関連施設、またサプラ、たつのこモールなどの大型店舗、こういったところにも配布のほうを行っております。また、市内外で行われるイベントは市に訪れました訪問者、こういったものにも随時配付のほうをしております。さらに、令和5年5月4日なんですが、茨城放送の番組内でも特集として取り上げられまして、編集に携わった市民編集員2人と市担当者が生出演して冊子の紹介なども行っております。

続きまして、看板作成についてでございます。

こちらは、ふるさと大使の野口啓代さんが市民栄誉賞を受賞されてから1年が経過したということで、それを記念しまして令和4年12月4日から18日までの15日間、歴民館において実施した企画展「龍ケ崎市から世界へ 野口啓代」の装飾用のパネルを作成したものでございます。縦が約2.7メートル、横が約5メートルのボルダリングモール、こちらを模した、写真をプリントしたようなパネルを作成しまして、フォトブースとしても使用しております。12月3日のプレオープンの際にはご本人をお呼びしまして、抽せんで選ばれた50人の市民と記念撮影等を行っております。15日間の展示期間で延べ1,030人の来場数があったということの内容になっております。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

今回のPR冊子は、今までの通常の観光案内みたいとは違って、大変すっと読めるところで、ちょっといいかなというふうには思っております。

次に定住促進と住宅取得支援のところでちょっとお聞きをしたいんですけれども、これ一般質問にもあっていろいろ話もありましたんでまた改めては結構なんですけれども、取りあえずこの定住促進の事業としては市内向けの活動と市外向けの活動があるということは一般質問の中でもお聞きしたわけですけれども、その中の市外での本市のPRという点では、柏とか東京とか成果報告書にも出されているところですけれども、いわゆる当市が定住促進をしようとしているターゲット、どこから多くの人たちを呼ぼうかという点では、割と東京、さらに千葉県とか、柏とかという感じはするわけですけれども、担当としては特に重点地域をどういうところに絞って、それをいろんな形で実践されていると思うんですけれども、あとそういうのを通じて当市の関心度も大分、参加者とか実際に来てくれた人もいるとかという話がありましたけれども、その辺のところ、ちょっと市外の本市のPRについてお聞きをします。

後藤委員長

廣田まちの魅力創造課長。

廣田まちの魅力創造課長

市外での本市のPR活動につきましては、令和4年度は、今委員おっしゃりましたとおり、千葉県柏市にあります、取り分けこれから住まいを探す若者子育て世代にPRをするため、かしわ沼南住宅公園会場に本市の居住環境の優位性を紹介するイベントを勧めた龍ケ崎フェアと題しまして、今年の1月、土日の2日間を使って開催いたしました。開催に当たりましては、千葉県内における地域情報誌や子育て情報誌、一分新聞などにおきまして広告を掲載し、周知、PRに努めたところでございます。

あと、イベントでは抽せん会を開催しまして、本市への誘客が図れる遊覧飛行体験チケット、あとは関東鉄道竜ヶ崎線コロッケフリー切符などを景品として行ったところでもございます。

また、都内にあります東京ビッグサイトで開催をしました移住検討者などが約4,000人 集まります一般社団法人移住交流推進機構が主催します移住・交流&地域おこしフェア、 こちらに出店を行いました。約30組から移住の相談を受けたところでもございます。PR 冊子の配付などを行いまして、本市の魅力や居住環境のよさをPRする活動に努めてきた ところです。

重点地域としている地域はどこだというところでございますが、今ほど申し上げましたとおり、若者子育て世代、その中でも特に転入転出というような状況、動きが比較的高い近隣自治体、それから千葉県、東京都の常磐線沿線に居住する世帯を重点にプロモーション活動を推進しているところでございます。

また、その活動に基づいての当市への関心度というところでございますが、移住相談、各種イベントに参加された方からは都心への通勤圏内で土地の価格も手ごろで穴場と、またスポーツ施設や公園が充実して子育てしやすそう、高い建物がなく空が広いといった感想をいただいており、本市の魅力や住みやすさなどに関心があると認識をしているところです。

また、先ほど申し上げたイベント事業における首都圏在住者に対する調査では、本市の 魅力を紹介した後に伺った移住意向というところでは、4人に1人が本市への移住意向が あるというような結果が出ています。また、末っ子に小学生がいる家庭では移住意向がさらに高まるような傾向が見受けられております。あわせて、関心がある理由としては、生活利便性が高そうだとか理想とする住まいがありそう、余暇、文化を楽しむ場所や機会が充実していそうということが上位に上がっているところでございます。 以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

当市の定住促進という点では、そういう常磐線沿線を特に絞ってやっているということでは、目標が絞られているわけでいいと思います。

それで、もう一点、ここの部分で移住支援事業という国の事業の分があって、最初は何かすごく厳しい要件で、定職しないと駄目みたいなことがあったわけですけれども、今はテレワークも認めるということで、実際に4年度からの実績あるわけですけれども、今この適用要件はそのほかには今どのような具合になっているんでしょうか。

後藤委員長

廣田まちの魅力創造課長。

廣田まちの魅力創造課長

適用要件というところでございますが、以前におきましては移住直前の10年間で通算5年以上東京23区に在住または東京圏在住で、東京23区に通勤する方が龍ケ崎に移住し、就業または起業というところでありましたけれども、その後事業の改正がありまして、テレワークをする方、また関係人口を創出するということで、そういった市が認定する方もその対象に加わったところでございます。そのような要件の中で、2人以上の世帯が100万円、単身世帯には60万円の移住支援金を支給してきたところでございます。

また、金額におきましては、子育て世帯の移住を推進する制度して、2人以上の世帯による移住の方で18歳未満のお子様も一緒に移住した場合、お子さん1人当たり30万円の加算もしていると、このような改正も行われてきたところでございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。

実際には4年度この実績あったんですけれども、これは実際にこの支援で来られた世帯 数人数についてちょっとお聞きいたします。

後藤委員長

廣田まちの魅力創造課長。

廣田まちの魅力創造課長

令和4年度の実績でお答えしたいと思います。

令和4年度は10件、1,120万円の交付を行っています。交付した10件につきましては、全てテレワークによる移住を検討する方でして、2人以上の世帯が7件、そして単身世帯は3件というふうになっております。これに加えまして、18歳未満の方がいる世帯には1人当たり30万円ありますけれども、こちら8人分を交付しております。これによりまして

10世帯、25人の方が東京圏から本市に移住をしております。

ちなみに、令和3年度はテレワークによる移住要件の方で3件、6人の方が移住しておりますので、若干ですが増えているところでございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

これと、その下の住宅取得支援事業では、成果報告書に市外からの転入者が204人ということが書いてありますので、この2つ合わせたのが移住支援で龍ケ崎に実際に転入されたという方で、一般質問の中では転入超過になっているという回答になっていますけれども、ただ年齢を区切っての転入超過というふうに回答されていると思うんですけれども、高齢者になるとまたいろんな施設の関係で違う動きがあって、ちょっとまた違うのかもしれませんけれども、答弁された中身はちょっと具体的にどういう転入超過になっているのと、しかし龍ケ崎全体の転入転出の状況で見るとちょっとどうなっているのかというのを、分かればその辺も教えてほしいんですけれども。

後藤委員長

廣田まちの魅力創造課長。

廣田まちの魅力創造課長

総務省が毎年公表しております住民基本台帳移動報告に基づいて転入転出の状況をちょっとお答えしたいと思います。

令和4年度、本市の転入転出者とすれば、転入者が2,992人、転出者が2,911人となっております。これによりまして、転入者数が転出者を上回る、81人の転入超過となっています。年齢別でちょっと特徴を見てみたいと思いますが、転入超過が最も多いのは15歳から19歳で、187人となっています。これは大学のある町、龍ケ崎の特徴の一つ。流通経済大学に入学する学生の転入が影響しているというふうに考えております。また、ゼロ歳から4歳が20人、5歳から9歳が11人の転入超過となっています。そのほか、40歳から44歳が47人の転入超過となっています。一方で、大学卒業や就職と重なる20歳から24歳が123人の転出超過となっており、こちらは引き続きの課題の一つとなっています。

それと、ちょっと市の独自のデータになるんですけれども、転入元のエリアで見てみますと、順に、茨木県内1,112人、千葉県525人、東京都294人と、この順に転入が多くなっております。特に県内では近隣市町村、取手市から176人、つくば市129人、牛久市121人、稲敷市112人、土浦市93人、こういった形で転入が多い傾向になっています。一方で、転出元のエリアで見ますと、県内では、転入同様、近隣市町村への転出が多く見受けられております。順に、牛久市が211人の減、つくば市185人の減、取手市137人の減、土浦市107人の減、阿見町94人の減となっております。転入超過で見ますと、稲敷市が52人でプラス、取手市が39人でプラス、利根町が25人でプラスと。転出超過で見ますと、牛久市が90人の減、マイナス、つくば市が56人でマイナス、阿見町が45人でマイナスと、このよう状況になっております。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

全体を通しても転入超過であると、特に若い層で転入超ということで、この転入と転出 の点では非常に効果があったのかというふうに思います。阿見町なんかでも逆だというこ とはちょっと普通に増えているのかと思いましたけれども、ありがとうございます。

最後に1点だけ聞きます。

住宅取得支援事業の中で、市内の方というものに112件あるわけですけれども、これは 市内だから転入転出はないわけですけれども、とどめるという意味では大きいんだと思う んですけれども、この市内の住宅取得支援事業を使われた方というのは、どちらかという と、そもそもうちがあるんだけれどもまた別なところに建てるとか、今までは貸家の家に おられたけれども正式に家を持って龍ケ崎市内に住むとか、いろんなことがあり得ると思 うんですけれども、参考にちょっとこれはどういう事例が多いのかお聞きします。

後藤委員長

廣田まちの魅力創造課長。

廣田まちの魅力創造課長

市内にお住まいで住宅を取得された方112件、こちらについては、人数で言いますと362人ございます。この特徴としましては、今住んでいる場所に自宅を建て替えるといったところ、それから今旧市内地区に住んでいるのをニュータウン地区のほうにお住まいを変えると、そこで自宅を建てると、大きくはこの2つになるのかなというように考えております。あとは自宅を建てられるというよりは建売住宅の購入も比較的多くなっているところでございます。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、そうすると、実際には家を龍ケ崎市内でも建てていたけれども、それをまた新たに変えるというようなほうが多いということですね。私は、もう家を持たれていない方が家を持ったのかなというふうに思ったんですけれども、その辺は違うということで。以上で結構です。ありがとうございます。

後藤委員長

ほかに質疑ありませんか。

大野誠一郎委員。

大野委員

194ページ、常備消防費の負担金の広域市町村圏事務組合の消防費についてお尋ねしたいと思います。

消防費の分布金、負担金なわけなんですけれども、令和4年度の基準財政需要額についての確定額はお幾らなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

後藤委員長

富塚財政課長。

富塚財政課長

基準財政需要額というのは普通交付税の参入の際に計算するものでございますので、私

のほうからお答えさせていただきたいと思います。

令和4年度の普通交付税に算入されました消防費における基準財政需要額でございますが、9億1,574万5,000円となっております。

以上です。

後藤委員長

大野誠一郎委員。

大野委員

14ページにあります、この普通交付税36億1,584万7,000円のうち、9億1,574万5,000円がこの金額であろうというのが、そう考えてよろしいんですか。

後藤委員長

富塚財政課長。

富塚財政課長

私が今お話ししました消防費の基準財政需要額というのは、この普通交付税36億1,500万円を算出するための数値の一部ということになります。ですから、この9億1,500万円がこの36億1,500万円のうち全部入っているということではなくて、普通交付税の算出におきましては税とかで入る基準財政収入額を差し引いて需要額との不足分を交付されますので、このうちの一部、9億1,500万円に、割合はちょっと計算してございませんが、割合等を減らされた上で36億が入っているというような形になります。

後藤委員長

大野誠一郎委員。

大野委員

いずれにしましても、稲敷広域の分布金を算出するには、毎年基準財政需要額を確定して算出しているわけなんですよね。その中で、9億1,574万5,000円というのは消防の分布金の中では何%になっていますか、割合。

後藤委員長

富塚財政課長。

富塚財政課長

単純に令和4年度に稲敷広域市町村圏事務組合のほうに常備消防費として負担しました金額8億6,010万9,000円、こちらと、先ほどお伝えしました消防費の基準財政需要額9億1,574万5,000円の割合ということでございますと、93.92%となります。 以上です。

後藤委員長

大野誠一郎委員。

大野委員

今冨塚課長がお答えしたのは常備消防費、つまり194ページの常備消防費の中の8億6,210万の割合ですよね、93.9%というのは。私が最初に、その後に聞こうと思っていたんですが、今聞いたのは消防費の分布金、ここに書いてあります、194ページに書いてあります7億9,200万の割合を教えていただきたいという意味です。

後藤委員長

冨塚財政課長。

富塚財政課長

大変失礼いたしました。

稲敷広域市町村圏事務組合を負担しております負担金のうち、広域市町村圏事務組合の 消防費に係る分、7億9,274万1,000円に対します普通交付税の消防費の需要額の割合とし ましては86.57%となります。

後藤委員長

大野誠一郎委員。

大野委員

この前のページの、192ページの一番下の左の消防費というところから考えますと、12億4,600万が消防費としてなっている場合には、この基準財政需要額の割合は幾つでしょうか。

後藤委員長

冨塚財政課長。

冨塚財政課長

令和4年度に支出しました消防費全体、こちら10億4,363万3,547円が支出済額ですので、こちらと、先ほど来お伝えしております普通交付税基準財政需要額の消防費分9億1,574万5,000円の割合でございますが、消防費のほうが超過しておりまして、113.97%となっております。

後藤委員長

大野誠一郎委員。

大野委員

そうしますと、令和4年度の基準財政需要額は実際の消防費の支出より支出が1億3,000万ぐらいだということになるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

後藤委員長

冨塚財政課長。

冨塚財政課長

お見込みのとおりでございます。

後藤委員長

大野誠一郎委員。

大野委員

富塚課長に権利あるかどうか分かりませんけれども、牛久市の基準財政需要額は、令和 4年度は分かりますか。

後藤委員長

冨塚財政課長。

富塚財政課長

一応稲敷広域市町村圏事務組合のほうからご提供いただいた資料に基づいてのお答えに させていただきます。

牛久市の令和4年度基準財政需要額でございますが、10億2,897万4,000円となっております。

後藤委員長

大野誠一郎委員。

大野委員

消防費の分布金の金額が分かるかと思いますし、その割合も分かるかと思いますが、いかがでしょうか。

後藤委員長

富塚財政課長。

富塚財政課長

牛久市における消防費分布金でよろしいですかね。

牛久市の消防費分布金のほうが8億1,821万5,000円で、割合としましては79.5%になっております。

後藤委員長

大野誠一郎委員。

大野委員

消防費の分布金を龍ケ崎市と牛久市を比べますと、龍ケ崎市は7億9,274万、牛久市は8億1,821万ということに、分布金が支払われております。この金額が龍ケ崎市より2,347万円多くはなっておりますが、その割合としては龍ケ崎市は86.57%、牛久市は79.5%、これだけの金額の、%の違いということは、どれほど違いというふうになりますか、分布金の支払いが。まず、この分布金は人口によって計算されるわけなんですが、牛久市は10億2,800万、先ほどのお話のように、10億2,800万が基準財政需要額として国からいただいている。龍ケ崎市は9億1,574万円ということになるかと思うんです。ですから、2,347万円多く牛久市は支払ってもパーセンテージ、つまり基準財政需要額は同じ79.5%しか払わず、龍ケ崎市は86.6%。その差額としては、2,000万余計に払っていても7,289万少なくなっております。言うなれば、龍ケ崎より1億円ぐらい多く払ってもいいということなんです。

なぜこういうお話をするかということは、稲敷広域のほうでは高齢化も進んでいて、人件費も高くなる。それから3組合の統合の件で明るみになりました地域手当、そういったこともこれから考えていかなくちゃならないといいますと、これから分布金の超過は免れない、免れない中で、この分布金の割合が違うということがだんだん差が出てくると、そういうことで、この分布金の見直しは考えていかなくちゃならないだろうと思うんです。最後になりましたが、市長、こういった見直しは考えているんですか。

後藤委員長

萩原市長。

萩原市長

これは、稲広のほうで人口割と、あと基準財政需要額の割合で決めていることなんで、 ただいま大野委員から指摘があったことは議題に上げて話していきたいと思います。

後藤委員長

大野誠一郎委員。

大野委員

人口割と基準財政需要額の割合ではなくて、基準財政需要額と職員割だけでいいんです。 それで算出がされているかと思います。

いずれにしましても、こういった問題を放置しておきますと、龍ケ崎としては負担がだんだん高くなる。非常備消防まで考えたら、先ほど言いましたように、現在でも1億3,000万が国の交付税として、基準財政需要額より多く現在でも使われておると。そういった中で、ぜひ放置をしないで、財政課それぞれの、市長、一緒に取り組んでいただきたいと思います。考えていきたいという意味で、あるいは取り組んでいきたいということですから結構でございます。よろしくお願いいたします。

後藤委員長

ほかに質疑ありませんか。 杉野委員。

杉野委員

私のほうから、総括的な話にはなると思いますけれども、一番いい資料として、龍ケ崎 市監査委員の方がまとめられた決算審査及び収入状況審査意見書のところでちょっとお聞 きしたいんですが。

監査委員会が行政決算審査をして、それでまとめられた資料が手元にございますけれども、7ページのところで、意見として、中ほどです。①総括、そして②予算執行についてと、それから③、8ページです。いろいろと、すごくまとめて、集約して掲載されています。これらのことについては、監査委員の方々が審査を終えた後、執行部の方々に監査講評されていると思うんですが、それはどんな形でされているのか、ちょっと教えていただければなと思います。それとも、いやそういうことはないよと、簡単にこの冊子だけで報告しているんだよということなのか、その辺のことをちょっと教えてください。

後藤委員長

湯原監査委員事務局長。

湯原監查委員事務局長

直接的に皆さん集めて講評したりとか意見をお話ししたりということはしていませんで、 この冊子として作成したものを配付しているような状況になります。

後藤委員長

杉野委員。

杉野委員

冊子だけだと。結構すごいこと書いているんです。これらは、やっぱり執行部が真摯に受け止めて、監査委員との意見交換なり、そういったことも必要なのかなと思っております。

決算ですけれども、結局、先日の全協の中でもありましたように、決算というのはやっ

ぱり次の予算へつなげるための一つの出発点なんで、ぜひとも共有の認識を持ちたいなという意味で、そういう講評の場を設けられたらいいのかなと、そこには議員も出席させていただければありがたいなと思っております。

それで、一つお聞きしたいんですが、その審査報告書の中の予算執行、②の予算執行のところで、ちょっと読みます。一方、不用額は一般会計で13億6,567万9,997円、特別会計全体で5億5,413万2,056円となっていると。予算編成時の相当と大きな相違が生じた事務事業にあっては、速やかに補正予算に反映させるまでの所要の手続きを講じ、安易な決算処理は回避されたいと。これ、どういうことを言われているのか、ちょっとご説明いただければと思います。

後藤委員長

湯原監査委員事務局長。

湯原監查委員事務局長

こちらに記載されたとおりなんですが、当然不用額として処理すると無駄というか、そういったものになってしまうので、可能な限り活用できるものについては活用していったほうがいいというようなことで、補正なりをして有効に活用してくださいというようなことでございます。

後藤委員長

杉野委員。

杉野委員

ということは、特に安易な決算書にはしていませんよということですか。

後藤委員長

湯原監査委員事務局長。

湯原監查委員事務局長

そうですね。

杉野委員

分かりました。ちょっと監査委員がやっぱりこういう表現をするということは、何かあったのかなと勘ぐっちゃいましたんで、失礼いたしました。

それから、③の歳計剰余金の活用についてということで、地方財政法の中の債務、財政 法第7条第1項に規定する剰余金の処理について検討されたいと。この検討されたいとい うことは、検討したんですね。まず、それよりも地方財政法第7条第1項について、ちょ っと分かりやすく説明してください。

後藤委員長

湯原監查委員事務局長。

湯原監査委員事務局長

地方財政法第7条につきましては、そのまま法律を読みますと、「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」とされています。要約しますと、剰余金のうち2分の1、半分以上を基金へ積立てまたは地方債の繰上償還

の財源に充てなければならないということになります。そのようなことから、前段にありますように、当然、ここにもありますように、今回の実質収支額17億8,530万7,102円につきましては、今年度中に見込まれる国県支出額、これが必要な額を当然確保した上で、もともと計画しています5年度予算に計上済みである財政調整基金であったり減債基金の繰戻しのほかに、またさらに余裕を持った上で健全な財政運営、持続可能な財政構造を構築する観点からも、これら地方財政法第7条で言っているようなものに充ててくださいと、これらのものを、こういったこともありますので、検討してくださいというようなことで記載させていただきました。

後藤委員長

杉野委員。

杉野委員

先ほど金剛寺委員が質問された中で答えられていると思いますけれども、基金の積み増しとか、それから債務、地方債の返済に充てたとか、それで財務内容がよくなっている部分がございます。ただ、令和3年、令和4年は特別な事情があって膨らんだ歳入だったということで、それはやっぱり地財法が指摘している、法律に謳っているように、それをちゃんとやってくださいよということでなされたんだと思います。

今後のことなんですが、5年度以降については、国も子育ての3年間にわたる事業を行いますよと。ただし、財源はまだ決まっていませんとか。そういった不安定な部分もあるし、また歳入歳出構造が通年の状況に戻っていくだろうと、あるいは、場合によっては悪くなっていくだろうということも想定されると。そういった意味で、監査委員の方も指摘されています。

最後のところで、事業運営についてというところで湯ったり館のことを触れていますよね。監査委員がここまで触れていることの重さというのがここにも出ているなと思っています。それから、コミュニティバス、これもそうです。これもAIデマンドの試行をやるということだけれども、今後どうするかということが一番大事なのかなということなので、これがうまくいけば2億か3億程度は改善される可能性も出てくるということかと思いますが、ただここは慎重にやっていく必要があるのかなと思います。そのことを申し上げたいと思います。

それと、飛ばしましたけれども、④の決算データの有効活用についてということで、監査委員が指摘しているように、いわゆる財務書類、決算書とここにございますよね、この分厚いやつ。これは羅列してあって、相当読み慣れた人じゃないと分からないかなと思います。単年度の部分だけ出ているわけです。実際には、企業の場合は管理会計といって、決算書見ると分かるように、例えば事業別です。あるいは公共施設の施設別にとか、そういった統計の取り方をぜひとも活用していただきたいと。そして、議員にも提供していただきたいなと。こちらのこの決算書は相当経験して、何年も何年もやっていないと分からないんです。ぜひともその辺は改善しなくちゃいけないのかなというふうに思っています。ぜひともこれはお願いしたいと思います。監査委員の方も結局可視化しなさいと、よく見えるようにしなさいよということをここで強く訴えていますんで、お願いしたいと思います。

監査委員の件についてはその程度にして、決算書の、こちらの龍ケ崎市決算の状況。

すごくよくまとめられています。その中の12ページの(6)一般職人件費と職員数、普通会計分ということで、この数字を見てびっくりしたんですけれども、龍ケ崎の実態、ここまで来ちゃっているのかという意味は、会計年度任用職員。職員数見ますと、全体が693人、会計年度任用職員が305、これを割合で見ると44%が会計年度任用職員なんです。ここまで進んできちゃっているのかなと。これは突き詰めれば、時間ありますので別の機会にしたいと思いますけれども、一般職給与を、給与、

諸手当、それをこの職員数で割ると、任期の定めのない常勤職員が653万5,000円、任期付き職員が333万3,000円、再任用職員が437万9,000円と、会計年度任用職員が187万8,000円、これだけの開きがあって、せんだって、先週ですかね、ニュースあるいは新聞等でも取り上げられていましたけれども、こういうふうに自治体でもこんなに非正規というよりは会計年度任用職員が増えてしまったと。これは、一般の企業もそうですけれども、これから人材が不足していきます。そうなると、おのずからアップしていかなくちゃ、アップというのは会計年度任用職員の処遇を改善していかなくちゃいけない。それから、正職員への任用もということで、一部始まっている自治体があります。そういったことを一応頭に置いておいてください。そういう時代に入っていくのかなと思います。私からは以上です。

後藤委員長

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

後藤委員長

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、総務委員会所管事項について、説明と質疑を終了いたします。

本日の決算特別委員会はこの程度にとどめ、9月11日午前10時に決算特別委員会を再開 し、文教福祉委員会所管事項の説明と質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

なお、この後議会報告会実行委員会を開催しますので、委員の方はそのままお待ちくだ さるようにお願いをいたします。